

令和7年9月

江南市議会厚生文教委員會會議錄

9月19日

江南市議会厚生文教委員会会議録

令和7年9月19日〔金曜日〕午前9時30分開議

本日の会議に付した案件

議案第84号 損害賠償の額を定めることについて

議案第85号 江南市立図書館に係る指定管理者の指定について

議案第86号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正

第3条 債務負担行為の補正

第4条 地方債の補正

議案第87号 令和7年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第88号 令和7年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第90号 令和6年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

出席委員（7名）

委員長 牧野行洋君

副委員長 伊藤吉弘君

委員 掛布まち子君

委員 大藪豊数君

委員 片山裕之君

委員 石原資泰君

委員長 尾光春君

欠席委員（0名）

委員外議員（6名）

議長 中野裕二君 議員 堀元君
議員 三輪陽子君 議員 岡地清仁君
議員 須賀博昭君 議員 土井紫君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長 石黒稔通君 議事課長 間宮徹君
主査 伊藤典子君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君
教育長 高田和明君

ふくし部長 酒井博久君

健康こども部長兼こども家庭センター長 安達則行君
教育部長 松本朋彦君

地域ふくし課長 石田哲也君

地域ふくし課主幹 大矢幸弘君

地域ふくし課副主幹 安藤和仁君

介護保険課長 栗本真由美君

介護保険課主幹 影山壯司君

ふくし支援課長 稲田剛君

ふくし支援課主幹 土谷武史君

ふくし支援課副主幹 大日向仁志君

保険年金課長 三輪崇志君

保険年金課主幹 鈴木勉君

保険年金課副主幹	岩 井 貴 臣 君
こども未来課長	向 井 由美子 君
こども未来課指導保育士	村 田 志 穂 君
こども未来課主幹	大 脇 宏 祐 君
こども未来課副主幹	中 山 享 哉 君
こども未来課副主幹	千 田 尊 義 君
子育て支援課長	長 谷 川 崇 君
子育て支援センター所長	奥 田 由美子 君
子育て支援課主幹	加 藤 あかね 君
子育て支援課副主幹	高 田 昌 治 君
健康づくり課長兼保健センター所長	中 山 英 樹 君
健康づくり課主幹	脇 田 亜由美 君
健康づくり課副主幹	野 中 俊 之 君
健康づくり課副主幹	葛 谷 美智子 君
教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長	仙 田 隆 志 君
教育課管理指導主事	長 岡 晃 臣 君
教育課主幹	源 内 隆 哲 君
教育課副主幹	岩 田 麻 里 君
学校給食課副主幹	宇 佐 見 裕 二 君
生涯学習課長兼少年センター所長	藤 田 明 恵 君
生涯学習課主幹	前 田 昌 彦 君
生涯学習課副主幹	石 垣 恵 子 君

スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長

稻 波 克 純 君

スポーツ推進課副主幹

岡 地 孝 浩 君

午前9時26分 開会

○委員長 では規定の時間よりも早いですが、メンバーがそろっておりますので早めに始めたいと思います。

ただいまから厚生文教委員会を開会いたします。

初めに言いたいことはですね、ちょっと硬いですが、申し訳ない。ちょうど昨日から秋が始まりまして、今日は非常に涼しい朝だと思います。これで皆さん、頭もすっきりされると思います。ただ、涼しくなりますと夏の疲れが一気に出やすいと思いますので、今日は皆さんしっかり議論をしていただいて、その後はゆっくり休んでいただいて、この連休で夏の疲れを取つていただければと思います。

ここで委員会での服装ですが、時節柄、上着、ネクタイの着用につきましては適宜お取り計らいくださいますようお願ひいたします。

市長から挨拶をお願いいたします。

○市長 皆さん、おはようございます。

去る9月3日に9月定例会が開会されまして以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に審査をいただきまして、適切なる御議決を賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますけれども御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長 お願いいたします。

市長は公務が忙しいので、御退席いただきます。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第84号 損害賠償の額を定めることについてをはじめ9議案と、請願第10号 定数改善計画の早期策定・実施と義務教育費国庫負担制度の堅持及び拡充を求める請願書の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑、答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言してくださるよう議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は、委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお、議案の審査上必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきたく存じ上げます。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のとき出席していただき、そのほかは退席していただいても結構です。

議案第84号 損害賠償の額を定めることについて

○委員長 最初に、議案第84号 損害賠償の額を定めることについてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○ふくし支援課長 議案第84号について御説明申し上げます。

議案書の33ページをお願いいたします。

令和7年議案第84号 損害賠償の額を定めることについてでございます。

なお、この解約金につきましては補正予算で対応してまいります。財源としまして、全額デジタル基盤改革支援補助金を充当してまいります。

以上で、議案第84号の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大藪委員 1点だけ。

この補正に関してなんですが、実際、近隣の市町との比較とかというのはされたわけでしょうか。例えば、近隣で同じようなシステムを導入している

ところと比較検討されたという経緯はありますでしょうか。

○ふくし支援課長 このシステムというのは……。

[「N E Cの」と呼ぶ者あり]

○ふくし支援課長 今ここで、ふくし支援課で議案を上げさせていただいたのはN E Cのシステムではなくて別の生活保護システム、別の会社の生活保護システムでございます。

まず、損害賠償が必要になるかどうかということなんですねけれど、近隣といいますか、全部を調べたわけではありませんけれど、近くでは各務原市のほうで別のシステムでこういう同じような事例が起きまして損害賠償の議案を上げたというような事例は聞いております。

○大藪委員 実際各務原市も同じということですが、同様な案件で、実際に損害賠償を払わなくてよかつた市町というのは近隣にないということで、理解でよろしいですか。

○ふくし支援課長 場合によっては、このシステムの標準化が令和8年の3月までにということなんですが令和8年の3月を超えてリース契約が残っているようなところは、損害賠償の議案を上げるか、それとも変更契約で対応しているというような事例もあったというふうに聞いています。

○大藪委員 結構です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようになりますので、これをもって質疑を終いたします。

暫時休憩をいたします。

午前9時33分 休憩

午前9時33分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第84号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

議案第85号 江南市立図書館に係る指定管理者の指定について

○委員長 続いて、議案第85号 江南市立図書館に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、議案第85号につきまして御説明申し上げますので議案書の34ページをお願いいたします。

令和7年議案第85号 江南市立図書館に係る指定管理者の指定についてでございます。

公の施設に係る指定管理者を下記のとおり指定することにつきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

提案理由といたしましては、江南市立図書館に係る指定管理者の指定期間が令和8年3月31日をもって終了するため、次期指定管理者を指定する必要があるからでございます。

参考資料といたしまして、35ページから41ページに協定書（案）を、42ページから56ページに指定管理者業務仕様書（案）を、57ページから60ページに図書館業務等仕様書（案）を添付させていただきましたので御参照賜りたいと存じます。

議案第85号についての説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 これは本会議でも出ていたと思うんですけども、今回この新しい図書館というか指定管理者なんですかけども、新しい取組で移動図書館というのがちらっと出ていたと思うんですけども、その辺り、もう少し、分かっている範囲で結構でございますので詳しく説明をお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 移動図書館につきましては、現在のと

ころ月二、三回程度、市民が拠点とする施設へ移動図書館車で出向き、図書館の本を自ら選んで手に取って読書してもらう機会として運用を予定しております。また、市のイベントにも移動図書館車で出向きますし、電子図書館の体験など図書館利用のPRも行っていくことを現在のところ考えております。

移動図書館車が江南市内を走らせていただくことによりまして、図書館のPRにもなりますし、図書館を知っていただいて、また $t \circ k o + t \circ k o = 1 a b o$ に足を運んでいただくことにつなげていきたいというふうに考えております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに。

○長尾委員 すみません、関連してお伺いしたいんですけど、今お話しいただいたことがこの協定書とか後ろの仕様書にないんですけど、どこか、私が読み漏らしているだけならあれですけど、それって書かれないものですか。それか、もしかして書いてあって私が見落としているだけならちょっと御指摘いただけだと。

○生涯学習課長兼少年センター所長 業務仕様書（案）、議案書の51ページになります。中段のス、51ページにあります。片仮名のスで、市全域で誰もが読書できる環境の整備ということで、その下（イ）ですね。市全域で誰もが読書できる環境の整備（移動図書館を含む）を推進することという一文を設けさせていただいております。

[「括弧書きに入っている」と呼ぶ者あり]

○長尾委員 括弧書き。

ありがとうございました。私のじやあ見落としだったということで、失礼いたしました。

では次の質問をさせていただきますが、仕様書の47ページになるんですが、大きいウ、窓口サービス業務の中の（ウ）で、年末年始の使用の話で、ちょっと細か過ぎて申し訳ないんですけど、書いてある内容は、年末年始の休館日はブックポストが設置されている施設を定期的に巡回し回収することにあるんですけど、逆に57ページにある江南市立図書館配本等業務仕様書という

のは年末年始は対象外となっていまして、なおかつ定期的というと、例えば1週間に1回という話だと年末年始を全部飛び越えちゃうので結局回収されないというふうにも読み取れちゃうんですけど、事業者が替わっていないとということで、今、例えば令和7年の正月のときはどういう運用をされていたかというのが分かればちょっと教えてもらえると。

○生涯学習課長兼少年センター所長 配本サービスにつきましては、予約をされた本をお届けするということになります。ブックポストにつきましては返却のみになりますので、例えば今回設けさせていただいているブックポストで24時間対応しているところが、図書館の屋外だとか、古北にじいろ会館の屋外にブックポストが設置されておりますので、こちらについては24時間返却していただくことが可能となります。

配本サービスにつきましては、やはり人の手でそれぞれの配本サービスの拠点の施設が、現在ですと生涯学習課の窓口だとか宮田支所、草井支所、古北にじいろ会館というところを設けさせていただいているので、そちらも開館していないということで、配本サービスのほうは年末年始なんかは少し止めさせていただいている状況になります。

○長尾委員 今の話からすると、じゃあ57ページの業務内容の(2)の各支所では配本箱の回収とブックポストの図書等の回収を行うというのが、何かちょっと今の話だと、閉館をしているから回収しませんというのと、こここの回収を行うと書いてあるのは何かちょっと気になるんですけど。何か言っていることと、こここの回収を行うというのは、閉館しているところはしないというのがどこにも入っていないので、細かい話なのであとはお任せします。適当に直しておいてください。

ということで、そこはまあ置いておいて、最後です。

1点、49ページの一番下のところになるんですが、(4)の中の一番下の片仮名のシの部分ですね。自動販売機は市で設置し指定管理者が管理することもあるんですけど、今の図書館の中に自動販売機ってなかったと認識していましたけど、自動販売機は、商業棟に自動販売機はあるんですけど、図書館の中に自動販売機ってありましたか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 3階のちょっと奥まっているんですけ

れども、携帯電話で話していただく、電話ができる場所があるんですけれども、あと、コインロッカーがあるところの奥のところに自動販売機は設置させていただいておりました。

○委員長 ロッカールームみたいなところがあって。

○長尾委員 すみません、私が中を分かっていなかっただけですね。ありがとうございました。

○大藪委員 1点要望、1点質問でお願いします。

まずは先に要望のほうから行こうかな。今回こうやって指定管理が替わられるということで今現在の図書館の運営、事あるごとに私も図書館をよく利用させていただくんですが、大変に好評です。市民の皆さんからもすばらしいと本当に声が出るぐらい大変好評ですので、引き続きまた、新たな方がなるのか今回の方がなるのか分かりませんが、そういったことも含めて、ハーフ面だけではなくてそのソフトの面においてもしっかりと取り組んでいただきたいという要望が1つ。

質問なんですが、そういった中で取組がしっかりされている中で、職員にいろいろちょっと話を聞く中で、もうちょっと本の冊数が増えるといいなということをどなたも大体言われています。その辺について、今後何か指定管理が替わるに当たっての取組等は何かございますか、あれば教えてください。

○生涯学習課長兼少年センター所長 図書館に蔵書されている本につきましては、市の予算で購入させていただいております。図書館の基本計画におきまして、図書館が開館後15年で30万冊を目標冊数とさせていただいて、今進めているところでございます。

○大藪委員 そこで1つ提案なんですが、先日来ずうっと、いじめですかいろんなことで学校における問題などがあるときによく、本来は学校側のほうとか市教育委員会側のほうに相談に行っていただければいいんですが、私のほうへ来る方もお見えになって、そういった不登校の子供たちが意外に図書館へ行って本を読んでいるんですよね。そういう現状もあり、例えば図書館なんかに別に露骨にいじめの専門書という棚はつくる必要はないと思いますが、そういったものも、みんな本当に頑張って行こうねみたいなそういうようなもののコーナーなんかもやっぱり時期的につくられるといいかなど

思いまして、これは提案しておきます。よろしくお願ひします。以上です。

○委員長 提案ですね。

ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時44分 休憩

午前9時44分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第85号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第86号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第5号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

第2条 継続費の補正

第3条 債務負担行為の補正

第4条 地方債の補正

○委員長 続いて、議案第86号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第5号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、ふくし部、健康こども部、教育部の所管に属する歳入歳出、第2条 継続費の補正、第3条 債務負担行為の補正、第4条 地方債の補正を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

最初に、健康こども部健康づくり課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、令和7年度江南市一般会計補正予算のうち、健康づくり課所管について説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

議案書の68ページ、69ページの下段をお願ひいたします。

15款4項3目1節保健衛生費交付金の説明欄、健康づくり課所管の子ども・子育て支援交付金でございます。

はねていただきまして、議案書の70、71ページの上段をお願ひいたします。

16款2項3目1節保健衛生費補助金の説明欄、健康づくり課所管の地域子ども・子育て支援事業費補助金でございます。

続きまして、議案書の74ページ、75ページをお願ひいたします。

中段、2款1項7目布袋駅東複合公共施設費で、補正予算額は264万円の増額でございます。

内容につきましては、75ページの説明欄を御覧いただきますようお願ひいたします。布袋駅東複合公共施設維持運営事業は、264万円の増額をお願いするものでございます。

議案書の86ページ、87ページをお願ひいたします。

下段、4款1項1目健康づくり費で、補正予算額は4,436万円の増額でございます。

内容につきましては、87ページの説明欄を御覧いただきますようお願ひいたします。予防接種事業のうち、予防接種事業は1,148万9,000円の増額をお願いするものでございます。

はねていただきまして、88ページ、89ページの上段をお願ひいたします。

89ページ、説明欄を御覧ください。

予防接種事業のうち新型コロナワクチン定期接種事業は、2,999万4,000円の増額をお願いするものでございます。その下の母子健康管理事業は85万3,000円の増額をお願いするものでございます。その下の母子保健事業は12

万7,000円の増額をお願いするものです。その下のこども家庭センター（母子保健）運営事業のうち、こども家庭センター（母子保健）運営事業は106万円の増額をお願いするものでございます。

なお、委託料の産後ケア事業委託料に対しまして、特定財源として国庫交付金が2分の1、県補助金が4分の1財源措置されますので、歳入予算に計上しております。

その下のこども家庭センター（母子保健）運営事業のうち、出産・子育て応援交付金事業は58万2,000円の増額をお願いするものです。その下の養育医療給付事業は11万1,000円の増額をお願いするものでございます。

1枚はねていただきまして、90ページ、91ページをお願いいたします。

91ページ、説明欄上段の保健センター維持運営事業の保健センター運営事業は14万4,000円の増額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 議案書89ページの中ほどにあります産後ケア事業委託料の増額について伺いたいんですけれども、この産後ケア事業というのは新しい事業だと思うんですけど、事業内容はどういうものだったかということと、利用者がどれだけ増えて増額補正になっているのかちょっと教えていただきたいです。

○健康づくり課長兼保健センター所長 産後ケア事業につきましては、出産後に安心して子育てができるよう、心身の休養や育児のサポートをする産後ケア事業となっております。お産と育児の疲れから体調がよくないとか、赤ちゃんのお世話の仕方が分からないなど、お困り事に対して1人で悩まずにまずは保健センターに相談していただいて、宿泊型の、出産医療機関で泊まってサービスを受ける宿泊型とか、あと1日だけ通所で通うデイサービス型とか、あと御家庭に助産師が訪問してサービスする訪問型の3つのサービスがあります。委託する医療機関で宿泊または通所を通して育児や授乳方法の指導、お母さんの不安の解消や休息などの支援を受けることができます。訪問型については助産師が自宅に訪問して育児や授乳方法の指導、沐浴などの

支援を受けることができます。

この利用者の状況になりますけれども、現在、令和6年度は宿泊型のほうが実人数で12人で延べ日数が41日、通所型のほうは実人数が2人で延べ4日、訪問型が実人数が3人で延べ4日の利用となっています。

こちら、令和7年の9月10日時点では、宿泊型が95万1,200円の支出で、通所型が2万4,000円で、訪問型が17万7,000円で、115万2,200円の執行というような形になりまして、今回利用のほうが大きく伸びていますので、今回の補正予算で対応をさせていただくと、この予算が認められれば補正予算後の執行率というのがまた72.8%という状況になりますので、利用が伸びている状況ということになります。

また、利用が伸びている状況としては、やはり育児不安や、育児疲労による体を休めたいというお母さんとか、授乳指導を希望されている方が増加したとかそういったところと、あと令和6年度から利用料の減免を開始したといったところで減免の範囲内で受けられる方が多くお見えになると。また出産医療機関から利用の勧奨や産後2週間の電話をかけることによって赤ちゃん訪問なども通じて勧奨をしているところです。あと、利便性を図るために、令和7年の8月からウェブでの申請もできるようにしました。こういった要因があって、増加傾向にあるということを想定しております。以上になります。

○掛布委員 ちなみにこの委託している医療機関というのは、市内の産科、産婦人科なんでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 産後ケア事業の宿泊型につきましては、10医療機関と委託契約を結んでおります。そのうち、江南市内の産科につきましては、江南厚生病院、やまだ産婦人科の2医療機関になっております。現在利用として多いのは、やまだ産婦人科、それから岩倉市にある大野レディスクリニック、あと北名古屋市にございますおおばやしマタニティクリニック、江南厚生病院というような状況となっております。

○大藪委員 関連質問です。

新しい事業ということで、これは例えば、市民の中へ周知させていく方法、今おっしゃったような10の契約している機関には多分これの宣伝は行き渡つ

ていると思いますが、それ以外でも出産をされるような市内在住の人というのはあるかと思います。先日も小牧市で出産される方にちらっとこの話を聞いた。実は保健センターの施設は、先日ちょっと見学させていただいて、もう何だろう、本当に微に入り細をうがつすばらしい施設だったなというふうに感心しておりますが、これを利用していただかない手はないなというふうに思った次第ですが、どのように知らせる、市民皆さんにできるだけ広く知らせる方法というのはどのようにお考えでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 まず、市民への周知で一番初めのきっかけになる妊娠届出書をいただき、母子健康手帳を交付する際の面談の中でしっかりとお伝えすることが重要と考えております。また定期的にウェブ、母子健康手帳を交付するとともに母子健康手帳アプリというものの導入も促しておりますので、そちらのほうのアプリを使っての情報配信の中でもお伝えするというようなことを周知して、困ったときには1人で悩まずにまずは保健センターに連絡してくださいということを徹底して取り組むといったことが要になるかと思っております。

○大藪委員 同じくそれに関連するんですが、実際市内でも最近駅にいると外国人の方が、おなかが大きい方がたまに見えるんですね。そういう方への外国人に対するケアというのは、例えば申請されたところからとか、まず来る来ないというところからどのようにケアをされているのか。特に、やはり見ていますと、まあ賛否両論はあると思いますが、僕はもう外国人の方にもどんどん利用していただきたいなと思っているんですけど、それについて市はどのような対応をしているのか教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長 外国人の方の対応につきましては、まずその方のふだん使われている言語といったところの対応した母子健康手帳を交付する必要があるかないかといったところを確認しながら、あと対面で面談をする際にはポケトークというツールがございますので、そちらのほうで対話をするような形も取っております。あと、外国人の方につきましても漏れなく案内ができるというような状況と把握しております。

妊娠届をせずに出産を迎える方というのは出産医療機関のほうから隨時情報が来ますので、そういった情報が入ればまた特定妊婦というような形で重

点的に対応するような形を取るといった対応をしております。これまでに外国人の方でそういった事例があったかというと、今のところは把握していないです。

○大藪委員 ありがとうございます。

ぜひワンウェーにならないように、できるだけ外国人の方にもこれで知らせたからいいだろうではなくて、必ずレスポンスを、読んでいただいて理解しましたかということで、理解したならオーケーですけど、できなければやはりさらにもう一歩説明ができるようなシステムを構築しておいてください。要望です。以上です。

○長尾委員 私は、75ページの布袋駅東複合公共施設維持運営事業について最初に聞きたいんですが、予算としては264万円計上をされており、説明を見ると窓口・電話受付時間の見直しに伴う電話交換機の改修ということで、私、一般質問させていただいて、窓口時間を10月1日から変えますとの対応ということで分かるんですが、委託料で電話交換機の改修委託をするだけで128万7,000円ってちょっと高い。何を改修するんだろうそもそも、というのがちょっと分からないので、要はその必要性が分からないのが1点目。

2点目、備品購入費、音声録音装置、時間が変わるからって何で音声録音装置が要るのかが分からないです。もともと要るなら初めから施設ができたときに入れているべき話であるし、何でこのタイミングでこれが必要なのかが分からないのでそれを、2点教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長 まず布袋駅東複合公共施設の窓口と受付時間対応の変更に伴うところにつきましては、当初の複合公共施設を設計する段階では録音装置というものは多機能電話の端末のほうに設定するようになっておりましたが、今回、本庁のほうが全通話録音というような方式で機器を整備するということになりましたのでその辺を合わせる必要があると考えたことから、今回の264万円の予算を計上させていただきました。

備品購入費の委託料の話からになりますが、主なものが、まずは電話交換機から通話録音装置までの機器設定のところが45万円程度、それからシステムの関係でスイッチングハブといったものを2台設定する必要がありますの

でこれが13万円程度、あとシステムエンジニアリング費、こちらが15万円程度であとは配線、ラックのほうからP BXまでが8万円程度、そういったものもろのものを含めますと128万7,000円というような金額が算出されております。通話録音する装置自体が17節の備品購入費で、音声録音装置といったものになるんですけれども、録音時間がモノラルで最大2万時間というような形で対応できるものになっています。全体ですね。

あと、録音したデータを再生とか検索するためには専用のクライアントパソコンといったものが必要になるので、そういったものの整備で135万3,000円というような状況となっております。

今回ダイヤルインも同様に設定することから、令和7年9月までは9番号に対して16チャンネルで、令和7年10月からは13番号に対して16チャンネルというような運用を想定しております。

あと、 $\text{t o k o}^+ \text{t o k o} = \text{l a b o}$ にある電話交換機は日立電機製のものとなりますので、日立電機製と互換性のあるものを使わないと通話に障害が発生してしまいますので、そういうところであります。

あと、日立電機製の電話交換機をなぶれるのが千代田電子システム株式会社という、その1社に限られますのでそちらのほうと随意契約をする予定となっております。

○長尾委員 そもそも論、最初に言われたところの全通話録音というところに非常に引っかかるところがあるんですけど、本庁も替えたという話なんですが、そもそも全通話録音が必要かという議論ってどこでされたか、私は、議会は全くその話を聞いていないんですけど、どこで決定されたのか教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長 まず、 $\text{t o k o}^+ \text{t o k o} = \text{l a b o}$ の考え方につきましては、やはり健康とか医療を扱う特殊な業務等々を行っておる関係上、よくハードクレームも受付をしておる状況があります。そういう場合、やはり証拠を残すといったところにおいては録音が必要だということで適宜そういった対応をしておりました。そうした中で、本庁のほうも全通話録音をするという話を総務課のほうから確認をしておりますので、そちらのほうも考慮して今回対応するということを決定したものでございま

す。

○長尾委員 そうすると、私が前に話をしてもう既に実施している、要は携帯電話を導入して通話料を削減しようと、この中でも補正予算で91ページに電話代が追加で出ていますけど、それもまた聞こうと思ったんですけど、要は携帯電話で通話したやつって全通話録音はできないですよね。そこで言った今のハードクレームみたいなやつは取れない状態になるじゃないですか。要は、結局そこの方針とその携帯電話の導入というのは相反する施策になるんですけど、それは考慮された上で、要は今後携帯電話を全部やめて固定電話での通話に、市役所の通話って固定するということを言った上での判断でしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 総務課のほうから配付されているPHSの関係ですかね。そちらのほうにつきましては、事業者とか医療機関とかのやり取りが多い、対市民と直接通話するといったところが少ない状況がありますので、そこは適宜切り分けて考えております。

○長尾委員 最後に。

そこはまあいいよ、また改めて一般質問をやりますわ、方向性が違うので。今の、ちょっとこちらに聞く話じゃないか、先ほど総務課と言って、おとついで終わっちゃっているので今さら聞けないんですけど。だから、さっきも言ったように、そもそも全通話録音という話で、確かにハードクレームに対する録音というのは必要かもしれないんですけどというのと、だからといって、先ほど言った91ページ、電話代が補正予算に来るぐらいで、48万円ですね、年間、これでいくと。ということは月4万円、通話料で4万円ですよ、要はね。仕方ないかもしれないんですけど、要はこちらから電話をかけて話す金額がこれですよね。これを安くする手段ってないんですか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 まずこちら、91ページの保健センター運営事業の電話料につきましては、開通の予定が9月28日からというような形で、ひかり電話のオフィスエースといったもので、月額利用が440円の、9月から令和8年3月までで7か月の3,080円というような形になっております。あと通話料、電話料につきましては、代表電話56-4111の令和6年度実績で3万円といったところがございましたので、そちらを考慮して13万

8,000円というような予算を算定させていただきました。

あと、下の電話架設料については基本工事費が2,200円で、N T T側の交換機の工事のほうが3,080円かかるというような形で6,000円といった予算を計上したものでございます。

○長尾委員 だから先ほど言ったように、携帯電話で、インターネットを使えずにかけ放題の電話プランというのが一般の携帯電話会社にあって、3,000円ぐらいで、月、使えるんですけど、それを使えば圧倒的に安くなるんですけど、あえて、だから有線電話で全通話録音をしてやりますと言っているんですけど、そこまでしないといけないものなんでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらにつきましては、幹部会議のほうで意思決定されましたので、我々が反対したとしてもというところがございましたので、窓口対応につきましては検討するようにならうという形で政策会議のほうで指示が出た後、我々も電話の本数だとか窓口来客者の数を忙しい業務の中数えておりましたが、最初は試行というような形で伺つておりましたが、本格実施という形で意思決定がされたという形で、我々もそちらに向けて本腰を入れて、本格実施に向けて予算計上させていただいたという状況がございますのでよろしくお願ひいたします。

○長尾委員 理解しました。そちらは。

では、先ほど言ったように一般質問でやらせていただきます。そういう話であれば小学校も中学校も全部、全通話録音を入れなきやいけない話になってくるんで、それも含めてどういう方針でいくのかはまた一般質問させていただきます。ありがとうございます。

○大藪委員 ぜひですね、今の、間もなく番号通知制度というのがあるわけですから、ハードクレーマーに対する対応で録音をしっかりと取らなきやいけないこともあると思いますので、例えば電話料金なんかも、今までだと代表電話が携帯電話とか相手のナンバーディスプレーのほうへ出てしまうのでどこからかかってきたかが分らないやつが、今回はちゃんと保健センターからかかったとか、どこどこからかかったと分かるわから恐らく電話料金はがくっと下がると僕は思うんですよ、主觀で申し訳ないですけど。

先ほど言ったように、できる限り、かかってくる電話がその電話ならいい

んだけど、先ほど長尾委員が言ったような携帯電話等があると残念ながら録音ができないわけですから、できるだけ携帯電話へかかってきたものも、今度は逆にかけるときには全通話録音ができる回線でかけていただくようにしていただければいいと思うんです。その辺のマニュアルというのはもうできているわけでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 特段携帯電話を使うときのガイドライン的なものはないんですけども、外部非公表というような取扱いをしているものですから医療機関との、例えば新型コロナワクチンの接種をしていたときだとかは保健所だとか県の医療対策課だとかそういったところの公の機関としか話をしないとか、あと、母子保健事業では産科、医療機関とかそういうといったところと緊急連絡を行うときに使っているというような状況ではございましたので。

○大藪委員 ゼひとも、今長尾委員が言ったような、通話は何時間かけても月額料金が一定で抑えられるような携帯電話などもそういった医療機関との連絡などはそういうのをできる限りやっぱり使っていただきたいなと、予算を少しでも抑えさせていただきたいなという要望をしておきます。以上です。

○委員長 要望ですね。

ほかに。

○掛布委員 簡単な内容で、89ページの一番上にあります新型コロナワクチン定期接種事業ですけれども、本会議場で議案質疑がありましたけれども、令和7年度は国の助成が全くないということで、去年は65歳以上自己負担が2,000円だったのが今度は4,600円になる見通しということなんですけれども、これは今、コロナも何か喉がすごく痛くなるような変異株がはやっているということで、この変異株に有効なワクチンになるのでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 現在流行しているのがニンバスというものとなっておりますが、この使われるワクチンはニンバスに対して開発されたものではなく、もともとの、あるオミクロン株の派生形といったところから開発されたワクチンとなっていますので、系統でいけばニンバスもオミクロン株のほうからの系統を受けておりますので、重症化予防ということでありましたらワクチンの接種を、希望される方は接種をしてくださいとい

うようなところを勧奨していきたいと考えております。以前のように必ず打てたとかそういったものではないので、それぞれの市民の方がかかりつけ医の先生と御相談されて、接種を検討していただければと考えております。

○委員長 簡潔明瞭にお願いします。

最後に。

○掛布委員 去年高齢者のインフルエンザの予防接種もほとんど、ちょっと時間差で始まって、同時に1回でコロナワクチンとインフルエンザのワクチンが打てるよということだったんですけど、接種券はちょびっと遅れてインフルエンザのは送っていただきて、何か二度手間だったような気もしたんですけども、今回もやはりそういう対応になるんでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 インフルエンザとあとコロナワクチンにつきましては同時期の発送はせずに、接種誤りだとかそういったものが発生するといけないので、その接種開始の期間に間に合うように順次発送するというような予定で現在考えております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、続いてこども未来課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○こども未来課長 令和7年度江南市一般会計補正予算のうち、こども未来課所管の補正予算について御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

議案書68、69ページの下段をお願いいたします。

15款4項2目1節児童福祉費交付金、右側説明欄こども未来課分、子どもための教育・保育給付費交付金でございます。

最下段をお願いいたします。

16款1項1目2節児童福祉費負担金、右側説明欄こども未来課分、子どもための教育・保育給付費負担金でございます。

70ページ、71ページの下段をお願いいたします。

21款5項3目1節過年度収入、右側説明欄こども未来課分、令和6年度分

子ども・子育て支援国庫交付金精算金をはじめ4項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明申し上げますので、議案書の82、83ページをお願いいたします。

3款2項1目こども保育費、補正予算額は6,143万2,000円でございます。

内容につきましては、83ページの説明欄をお願いいたします。

最上段、子ども・子育て支援給付事業から最下段の母子・父子家庭自立支援給付事業まででございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 83ページの最上段の特定教育・保育等事業の負担金、補助及び交付金の地域型保育給付費なんですけど、これは10月から布袋の鉄道高架下にオープンする布袋駅ぽっぽ園みなみというのの運営費の半年分の給付ということなんですねけれども、要するに、10月オープンということで多分市の認可の手続はぎりぎりに、9月末ぎりぎりに調査に行って、オーケーだったら認可するということはお聞きしているんですけども、それ以外で心配なことがいろいろあって、要するに、その基準を満たしていればオーケーなのかなという問題で、例えば、見に行くと高架下がすっと通り抜けられるようになってすごいスピードで通り抜ける、布袋駅線が通っているそこの横断歩道をゼロ・1・2歳の子を連れて横断をして、布袋下山公園が屋外遊戯場の代替施設になっているので、そこまでゼロ・1・2歳の子を連れて歩いていかないやいけないというすごく危ない散歩ルートになっていますね。それとあと西日がすごくきつくて、西側の面しているところがガラス張りなので、すごく環境として厳しいなという感じがします。あと駐車場も、保護者用の駐車場の専用のはなくて、あの施設はなんでしたっけ。

○委員長 トコトコ。

○掛布委員 トコトコじゃなくて。

[「MOKU KICHI」と呼ぶ者あり]

○掛布委員 MOKU KICHIに来る方の駐車場と混ざり合った形で保護者用の駐車場もあるものですからそういった面の、本当にこれはいいのかなというような心配な点について、市はちゃんとチェックして業者に指導なりそういったことはされるのでしょうか。

○こども未来課長 まず、市のほうが認可と確認をする施設ですので、先日、中のほうも拝見させていただきまして、面積とか、あと保育士の配置についての書類とかも確認させていただきました。

その中で、運営の中での安全性という面ですけれども、まずMOKU KICHIの駐車場を登園と降園の際には御利用いただくというふうでは御案内はしている中で、共有スペースですので安全性には配慮してということはお願いしていく部分にはなるかとは思っております。

あと、運営の中での安全性の面については、市の認可確認施設ですので、定期的には指導監査にも入ったりもしますし、あと園長会議などでも、参加のほうは促していこうとは考えておりますので、毎月ではないかもしれないですけれども、必要な際にはそこの園の園長先生にも会議等に出席はしていただくということで要請はしていこうとは思っております。

あと、西日の件とかについてはちょっと運営をした上で、例えば保護者ですか利用者からの声とかが上がってきた際には市のほうからも施設のほうにそういった御報告とか改善のお話とかはさせていただくことになると思っております。

○掛布委員 今答弁の中でなかった屋外遊戯場、布袋下山公園で遊ばせるということを前提にしてつくってあるので、横断歩道を本当にゼロ・1・2歳の子がとことこと歩く、それがすごく危ないと思うんですけど、そのことについてちゃんと業者に安全配慮をするようにというようなのをちゃんとしていただきたいなと思います。

それともう一つ、保育料とかは市と同じ、同額なんですけれども、いわゆるプラスアルファで業者が、業者というか名鉄スマイルプラスが取っていく、例えばシステム管理料である、何があったか知りませんけれども、ちょっと分からんんですけど、システム管理料とかお布団代であるとか何かいろいろプラスアルファがくっついてくるわけですけど、そういうしたものについて

も市として何らかの、あまり取り過ぎないようにとか保護者のきちんと了解を取ってとかそういった指導というのはされるんでしょうか。

○こども未来課長 あくまでも民間施設ですので、保育料については市の決めた金額にはなってまいります。それ以外の例えばおむつの利用ですとか施設の利用の金額については、入園案内の際にはきっと比較できるような感じで数字とかも提示させていただいた上で、御承諾の上でのお申込みというふうで促していっているところですので、あまりにも金額が高いとなつたとしても、それを保護者のほうにはきちんと分かるような感じで周知には努めていきたいと思っております。

○掛布委員 10月オープンで、新年度からこども誰でも通園制度を始めるんですけど、まだ市のどうやってやるかという概要が、条例が出てこないので分からぬんですけど、この布袋駅ぽっぽ園みなみと、あと、布袋駅ぽっぽ駅きたも4月からオープンするんですけど、それはこども誰でも通園制度の施設として想定しておられるわけでしょうか。

○こども未来課長 こども誰でも通園制度は4月からのものなんですけれども、今はまだ検討段階ではありますけれども、 $t o k o + t o k o = 1 a b o$ の中に入っている布袋ぽっぽ園と10月から開園する布袋駅ぽっぽ園みなみとあとまた4月に南のところのすぐ隣にもう一園、布袋駅ぽっぽ園きたというところが開園しますので、こども誰でも通園制度の受入れについてはその3か所のところで、ちょっと協議はしていきたいというふうで今考えているところになります。

○委員長 ほかに質疑は。

○片山委員 今の関連なんんですけど、先ほど南、北と言われたんですけど、ちょっと僕も場所の理解が全然できていないんでそこの部分を教えてもらうというのと、今、道路の北側の区画にできるというのは分かったんですけど、何か、そのもうちょっと南にもできるという話なんですか、今の話は。まずもう一回場所の確認と、あともう一個、10月からオープンということは、もうじやあ募集も始まっているということでいいのかな、ある程度順調に来ているのかなというのと、あとはもう一つ、江南にもあるじゃないですか、江南駅にもぽっぽ園。あれと全く同じ運営の仕方をするのかなというところ、

教えてください。

○こども未来課長 まず布袋駅ぽっぽ園みなみの場所でございますけれども、布袋駅の商業施設、MOKU KICHI の北、1区画でございまして、場所としましては布袋駅の道路を挟んだ北側の高架下で、ごみの集積場の少し南側の1区画のところになります。

○片山委員 そこは知っています。

そこ以外にもあるの。

○こども未来課長 そのすぐ隣のところに。

[「並んでいる」と呼ぶ者あり]

○片山委員 ああ、同じ区画のところということ。

○こども未来課長 そうです。

○片山委員 それで北、南と言っているのか。

○こども未来課長 そうですね。ちょっとぱっと聞くと分かりにくいんですけれども、というところの場所になります。

○片山委員 了解です。場所はいいです。

あと、募集の件。

○こども未来課長 募集の件ですけれども、10月入園状況でございますけれども、8月21日から29日に申請受付を行いまして、今入所決定をお出ししているのが2歳児の方が1名、1歳児の方が6名、ゼロ歳児の方が6名ということで、合計13名の方に入所決定をお出ししておりますので、今回定員19名のところを13名で今のところはスタートするということで見込んでいるところになります。

○片山委員 了解です。じゃああと1個、さっき質問したやつなんんですけど、一番最後、江南駅にもありますけど、それと全く同じ運営の仕方をするのかなって。

○こども未来課長 江南駅、布袋駅のぽっぽ園。

[「両方だわ、既存のもの」と呼ぶ者あり]

○片山委員 江南にあるじゃないですか、江南駅に。

[「布袋にもある」と呼ぶ者あり]

○こども未来課長 江南駅のぽっぽ園のほうなんですけれども、あちらは企

業主導型といって事業所向けの施設として開設しているところになりますので、市が利用調整をして入所決定をする施設ではなく、開設しているところがその企業と提携をした上で受入れをしている施設ということになってまいります。

○大藪委員 ゼひともですね。江南に限らず他市町の主要駅のぼっぼ園なんかを見ても、もうキャンセル待ちが出ているくらい人気があります。実際に、今は江南駅をおっしゃったんですが、企業優先なんですが、空きがあると一般の人も通えるようになっていて、そこを空きを待っているような状態で、駅って利便性を考えてだと思うんですけど、やっぱりいい点がいっぱいあると思いますので、一般の保育園なんかもぜひ、お互いに連絡を取り合って、同じレベルで人気のある園にしていただきたいと思っているんですが、その辺はいかがでしょうか。

○こども未来課長 ありがとうございます。

今回開設する園は3歳未満児の園で、その後は3歳児になってくるとほかの園に転園ということにはなってきますので、その際には市として、公立の保育園が連携施設ということで行っておりますので、そういったときにもきちんと運営ができるようにということは配慮していきたいと思っております。

○大藪委員 言いたかったところはそこなんですよ。

実は、先ほど言ったように、他市町に行くと例えば3歳未満児を預かっておるところから公立の保育園に行った途端に、サービスが悪い、態度が悪い、対応が悪いというようなことがよくネットなんかに書かれていることが多いんで、県内を見ていると。そうならないようにそこの推移をしっかりと合わせていただきたいなと思いますので、要望でお願いします。以上です。

○委員長 要望で。

○掛布委員 追加でいいですか。

すみません、今のところの下の償還金、利子及び割引料のところで、3,040万5,000円の国庫交付金、県費負担金の返納金が生じているんですけれども、返納金が生じた理由というのを教えていただけますか。

○こども未来課長 今回こちらのほうが、給付費に対する返還が生じたもの、給付費に対して国庫と県費をいただいていたものが多かったものですからお

返しするものでございまして、主な内容としましては、給付費の単価を決める公定価格というものが、当初は見込みで加算項目を決めてお支払いしていましたすけれども、そこが確定したことに対して給付費のほうが少なくなつたため、返還ということで国と県にお返しするものになります。

○委員長 質疑も尽きたと思いますので、この程度でとどめたいと思います。

続いて、子育て支援課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○子育て支援課長 令和7年度江南市一般会計補正予算（第5号）のうち、子育て支援課所管の該当箇所について御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

議案書の70ページ、71ページの最下段をお願いいたします。

21款5項3目過年度収入、1節過年度収入、右側説明欄の子育て支援課分は、令和6年度分子ども・子育て支援国庫交付金精算金をはじめ、次のページ、73ページにわたる4項目でございます。

続いて、歳出について御説明申し上げますので、議案書の84ページ、85ページの上段をお願いいたします。

3款2項2目子育て支援費、補正予算額は148万7,000円でございます。

内容につきましては、85ページの説明欄をお願いいたします。

最上段、子育て支援センター維持運営事業、次に子育て短期支援事業、次にこども家庭センター（児童福祉）運営事業、次に要保護児童対策事業でございます。

少しほねていただきまして、94ページ、95ページの中段をお願いいたします。

10款1項3目放課後児童費、補正予算額は893万8,000円でございます。

内容につきましては、95ページの説明欄、放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 今最後の説明にありました95ページの中段の放課後子ども総合

プランの国庫交付金の返納金が発生した理由を教えてください。

○子育て支援課長 こちらのものでございますが、ほとんど全て学童保育所の関連するものでございまして、当初交付金のときに申請した額よりも少なかったことが原因でございます。その内訳といたしましては、学童保育の支援員の報酬、あとシルバー人材センター、あと人材派遣のための予算、そちらの部分で全体の返還額の74%を占めております。また、あと、22%でございますが、学童保育所の事務員への報酬、その部分の未執行分がございまして、トータルいたしますと893万8,000円の返納金が発生したということでございます。

○掛布委員 その返納金に関してちょっと、学童保育のいわゆるおおむね40人で支援員、補助員で2人体制で1支援の単位というカウントで補助金を国・県から交付されているんですけども、ずっと見学を続けている中で結局支援員が足らないので、2つの単位というか40人1クラスを間のパーティションを取っ払って80人単位で支援員、補助員を4人つけて80人で1つとして運用をしていて、それでお迎えの子が増えてきて、子供の人数が40人ぐらいまで減ると一つに集めて、支援員、補助員2人、勤務解除というか帰つていただいて、支援員、補助員2人で約半分、少なくなった子供たちを見ていうようなそういう運営がどこでも、どこでもというかほとんどのところ、パーティションを取っ払えるところはやっているんですけども、そういう運営で40人・40人の2つの支援の単位ということで申請して大丈夫なんでしょうか。

ちょっといろいろ、この間調べたところではそういう80人を4人で見るという体制は1支援の単位としかカウントされない、そう書いてあったもんだから今のような江南市の運用だと補助金の返還が生じてくるんじゃないかなとちょっと心配をしてお聞きするんですけど、大丈夫なんでしょうか。

○子育て支援課長 補助金の申請のことにつきましては、40人を1単位として2人というのは今、掛布委員がおっしゃったとおりなんですが、一部屋で集まると1単位としてしかみなせないということはちょっとこちらのほうでは把握はしておりませんでしたけれども、そういうふうにこちらのほうでは考えております。

○掛布委員　　ぜひ調査していただきたいと思います。

今回ちょっと本当に申し訳ないぐらい学童保育に粘着して、いろいろ委員会ごと行かせてもらったりして、御迷惑をかけたんですけれども、いろいろ私としても勉強させてもらった中で、あれ、この運用ってまずいんじゃない、もう全部補助金返還の対象になっちゃうんじゃないかなと思ったもんですから、ぜひ調査・研究していただきたいと思います。要望しておきます。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員　　布袋ですかその他何か所か、学童ですかフジッ子教室なども見せていただいた中なんですが、実際見ていますと、補助員と指導員とお二人で見てたりとか、3人、4人というところで、私も見に行きますと、学校みたいに椅子に座って、はい勉強だよという感じではないんで、そこらじゅうで、てんでばらばらな動きでとても、僕は目の行き届かない仕事をしているなという。若い方ももちろんいるんでしょうけど、結構高齢な方が指導員をやったりとか補助員をやったりしていて、見ていて目の行き届かないところがあったりするのではないか。ある学童なんかだと子供をトイレに行かせるにも1人補助員がついていかなきゃいけないとなると、そこは1人になっちゃったりとかという現状。そんな中で、例えば今、本当にいかんことなんですけど、江南市は新聞などでどんどんいじめとかそういうものがたたかれているような状況で果たしてこれがきちっと見られているのかどうか、今回の補正予算の中にそういう対策というのは何か取られているかどうか、もしあれば教えてください。

○子育て支援課長　　支援員の人数につきまして、皆さんにいろいろ御迷惑をかけておりますけれども、不足している状況でございまして、正直に申しますと基準である40人に対して2人というところの配置が精いっぱいという状況でございます。もちろん支援員がお越し頂いたりすれば、補助金の範囲内にはなると思うんですけども、可能な限り多く配置したいとは考えております。

今回の補正予算の中でそのものが、反映するものがあるかと申し上げますと、今回のは交付金の返納とか精算金のことの予算でございますのでこの補正予算の中には特に含まれておりません。

○大藪委員 でしたらぜひ、こんな時代でのきちっと許認可をしっかりと皆さんと取っていただきて、僕は支援員とか指導員を守るためにもカメラが必要だなと思っているので、カメラは非常に、私は否定的ではなくて肯定的なので、ぜひ、電話も全通話録音する時代ですから、やはりカメラの設置、これをきちっと理解を得ていただきてやっぱりするべきだと思っていますので、提案になりますけど、ぜひともそういったところに少し力を入れていただきたいなと。支援員2名でやるということならば、ぜひお願ひします。要望です。

○委員長 要望で。

では、議事の途中ではありますが、暫時休憩いたします。

午前10時45分 休憩

午前10時57分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど子育て支援課についての審査が終わりましたので、続いてふくし部地域ふくし課について審査をしたいと思います。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○地域ふくし課長 それでは、地域ふくし課所管の補正予算につきまして御説明を申し上げます。

歳出について御説明申し上げますので、議案書の78ページ、79ページをお願いいたします。

3款1項1目地域福祉費で、補正予算額は260万2,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑もないようありますので、続いて介護保険課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○介護保険課長 それでは、議案第86号 令和7年度江南市一般会計補正予算（第5号）の介護保険課の補正予算につきまして、該当箇所を御説明申し

上げます。

初めに、歳入について御説明いたしますので、議案書の70ページ、71ページをお願いいたします。

下段の21款5項3目1節過年度収入のうち、介護保険課所管分の令和6年度分低所得者保険料軽減国庫及び県費負担金精算金でございます。

歳入は以上でございます。

次に、歳出について御説明申し上げますので、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段の3款1項2目介護保険費で、補正予算額は47万5,000円の減額でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑もないようでありますので、続いてふくし支援課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○ふくし支援課長 それでは、ふくし支援課所管の補正予算につきまして、該当箇所の御説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げます。

議案書の70ページ、71ページをお願いいたします。

下段の21款5項2目11節雑入、右側説明欄、ふくし支援課分はデジタル基盤改革支援補助金でございます。

その下、3目1節過年度収入、右側説明欄のふくし支援課分は、令和6年度分障害者自立支援給付費国庫負担金精算金、ほか2項目でございます。

続いて、歳出について御説明申し上げます。

78ページ、79ページの中段をお願いいたします。

3款1項3目障害者福祉費で、補正予算額は3,830万9,000円でございます。

次に、84ページ、85ページの下段をお願いいたします。

3款3項1目生活保護費で、補正予算額は1,748万6,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑もないようですので、続いて保険年金課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○保険年金課長 保険年金課の所管につきまして説明をさせていただきます。歳出でございます。

議案書の80ページ、81ページをお願いいたします。

中段の3款1項4目社会保障費の後期高齢者医療支援事業で、令和6年度分の愛知県後期高齢者医療広域連合の療養給付費負担金の精算に伴う負担金でございます。

該当箇所は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑もないようですので、続いて教育部教育課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 それでは、教育課所管の補正予算につきまして、該当箇所の説明を申し上げます。

初めに、歳入について御説明申し上げますので、議案書の72、73ページをお願いいたします。

中段22款1項6目1節小学校債は、保育施設整備事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

94、95ページをお願いいたします。

上段の10款1項2目教育環境費で、補正予算額は1,456万9,000円でござい

ます。

その下、下段10款2項1目小学校費で、補正予算額は4,258万1,000円でございます。

該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○長尾委員 1点だけ教えてください。

95ページ上段のいじめ・不登校対策事業なんですけど、実施するというのは事前にお聞きしているんですけど、予算上でいくと報酬でお金が出ているにもかかわらず、7節のところで報償費で委員謝礼というのが159万5,000円出ているんですけど、この事業で謝礼って要るんですか。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 こちらにつきましては別で、現在調査中の教育委員会主体で、教育委員会等方式で行っている調査の委員謝礼となります。

○長尾委員 というか、そもそも市の教育委員会の委員会のメンバーで調査しているんだけど、それって普通の教育委員会の職務ではないんですか。要は、個別にやつたら謝礼を払わなきゃいけないという代物なんですか。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 こちらの教育委員会等方式の委員につきましては、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、大学教授、あと弁護士、医師のメンバーで、あと教育委員会の指導主事が加わった調査委員会となります。

○長尾委員 分かりました。通常の教育委員会のメンバーでないことは分かったんですけど、であったらこれは謝礼じゃなくて報酬じゃないんですか、違うんですか、なぜ謝礼。謝礼って何か、言い回しだけですけど、扱い的に謝礼でいいんですかね。

○委員長 暫時休憩します。

午前11時07分 休憩

午前11時09分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 当初予算のほうで報償

費ということで上げさせていただいていた調査中の委員会につきまして、会議の回数が増えたことによる補正をお願いするものでございます。

○掛布委員 その件なんですけど、この謝礼の単価は幾らを設定されていたのでしょうか、当初から。今回もそうですけど。時給とかは幾らになっていくんでしょう。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 まず弁護士、医師につきましては2万2,000円、カウンセラー、スクールソーシャルワーカー、大学教授、この3名につきましては日当で5,000円です。

○掛布委員 指導主事はただというか、なし。

[「もちろん」と呼ぶ者あり]

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 そのとおりです。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 確認なんですけど、ややこしくて。

今のは委員謝礼の報償費のこと、これは12月案件についてのさらに追加ということなんんですけど、その上の報酬、専門委員会委員、臨時委員との報酬合計968万円というのは江南市いじめ問題専門委員会の委員の報酬、教育委員会が主体となって進めるけれどもいわゆる第三者委員会のいじめ問題専門委員会ということでよかったです、確認ですけど。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 そのとおりです。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、続いて生涯学習課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、生涯学習課所管の補正予算につきまして、該当箇所を御説明申し上げます。

歳出について御説明を申し上げますので、議案書の96ページ、97ページ上段をお願いいたします。

10款4項1目生涯学習費で、債務負担行為の限度額といたしまして7億2,590万円をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○長尾委員 すみません、素人質問をさせてください。

今の債務負担行為なんですが、期間が令和7年度から令和12年度と書かれているじゃないですか。議案書の40ページの指定管理料の内訳のところを見ると令和8年度から令和12年度に支払いになっていて今年は一円も出ないはずなんだけど、令和7年度が債務負担行為に入っているのはなぜかというのを教えてもらっていいですか。

○生涯学習課長兼少年センター所長 実際に執行させていただく指定期間といたしましては令和8年度からとなります、令和7年度に限度額といたしまして、5年間のこの予算の確保をお願いしていくものでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、続いてスポーツ推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 スポーツ推進課の該当箇所を御説明させていただきますので、議案書の96ページ、97ページの中段をお願いいたします。

歳出でございます。

10款5項1目スポーツ推進費で、補正予算額242万3,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑もないようありますので、続いて学校給食課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 それでは、学校給食課所管の補正予算につきまして、該当箇所を御説明いたします。

歳出について御説明いたしますので、議案書の96、97ページをお願いいたします。

下段10款5項2目学校給食費で、補正予算額は965万4,000円でございます。該当箇所は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 新学校給食センターの建物取得費の増額ということで、金利の上昇に伴う増額ということなんですけど、この965万4,000円というのは60回払いの分の2回払い分ということでおろしかったですか。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 そのとおりです。

○掛布委員 その2回払い分というのは、令和7年の何月分と何月分の支払いということですか。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 令和7年9月1日から12月31日分と、令和8年1月1日から3月31日までの2回分となります。

○掛布委員 そうすると、今回の金利上昇による建物取得費の増額の60回払いのうちの2回分ということは、30分の1が965万4,000円ということは、トータル全部分割払い、15年間払い続けるとこれの30倍の金利上昇による増額、建物取得費が、なるよという意味なんですね。そうすると総額で、前3月補正予算で聞いたときには45億円ぐらいだったのがほとんど50億円に近くなり、それは物価上昇で。今回はまた金利の上昇で増額となり、トータル、払い終わるときには幾らの建物整備費になるんでしょうか。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 まず今回の金利変動につきまして、令和5年4月3日、これが入札公告日になりますが、こちらの金利基準が0.846%で、今回の金利基準の改定につきましては、事業契約書に基づきまして、建物の引渡日が今回令和7年7月15日になります。その2営業日前になりますので令和7年7月11日現在の金利、こちらにつきましては1.681%に上昇したことに伴いまして、割賦利息が全体で2億8,964万5,260円上昇いたしました。

委員からお話をありましたとおり、これが、年四半期ごとに4回払いしていきますので全体で60回払いとなります。1回当たりの上昇としては482万421円で、今年度は2回払いということで965万円程度の補正をお願いするということになります。

○掛布委員 トータルで結局幾らになる、53億円になるの。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 施設整備費につきましては52億4,484万6,165円に変更になりました。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 3月補正のときも物価変動に伴う割賦料の変更というのがあって、そのときには金利の上昇分の変更はなかったんですけど、今回この場面で増額補正というのは、いわゆる契約書に引渡しの日がいついつでという、そういうのが入っているのでこのタイミングでの提案ということなんですか。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 3月補正でお願いしました補正につきましては、建物の所有権移転した後に消費税相当分の一時金を払うというものになります。3月補正のときは令和5年12月から12か月たった後の施設整備費の物価スライド、指数が1.5以上超えている場合については変動がかかりますので、その補正をお願いしたというのが3月のときでした。

今回につきましては、先ほど申し上げたように、令和5年4月3日の基準金利と引渡日、令和7年7月15日の2営業日前の令和7年7月11日現在の金利基準を比較して、金利が上昇したというものになります。

○掛布委員 結局あれですか、PFIで業者の資金をもって活用して造ったので、こういう金利の変動による割賦料の上昇が出てきちゃっているという、そういうふうに理解すればよろしいですか。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 PFI事業につきましては、民間事業者が金融機関に融資を受けて事業をするものでありますので、そういった理解です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いた

します。

暫時休憩いたします。

午前11時22分 休憩

午前11時22分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第86号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第87号 令和7年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○委員長 続いて、議案第87号 令和7年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○保険年金課長 それでは、議案第87号につきまして御説明いたします。

議案書の99ページをお願いいたします。

令和7年議案第87号 令和7年度江南市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）でございます。

100ページから103ページにかけまして、第1表 歳入歳出予算補正及び歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

104ページ、105ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

2款1項2目子ども・子育て支援事業費補助金とその下、7款1項1目その他繰越金でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。

106ページ、107ページをお願いいたします。

4款1項1目基金積立金とその下、8款1項1目一般管理費でございます。以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいた

します。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 議案書の107ページにあります下段の国保のシステム改修委託料で、全額特定財源なんですけれども、そのシステム改修の理由として、国民健康保険税の子ども・子育て支援金分の算定に伴うシステム改修とあるんですけれども、ということは来年度から、国保税が子ども・子育て支援金分が増額になって、この分は確実に国保税の値上げになるよとそういうふうに理解すればよろしいですか。

○保険年金課長 こちらは国民健康保険に限らず、ほかの保険においても子ども・子育て支援金というものは賦課されることになりますが、国民健康保険においても同様に賦課をいたしますので、この分につきましては上昇するというふうに見込んでおります。

○掛布委員 今、国保税の算定は医療分と介護分と、介護分は対象が限られていますけど、後期高齢者支援分と3つの合算になるんですけど、そうすると来年度からは3つプラス子ども・子育て支援金分、4つの合算の国保税の計算という、そういうふうになるということですか。

○保険年金課長 そのとおりでございます。

○掛布委員 そうすると、いわゆる大体1人300円とか500円とかいろんなことが出回っていますけど、情報として、この国保税に賦課される子ども・子育て支援金分の算定というのはやはりほかの医療分とかと同じように、所得割、均等割、平等割とかいう、そういうふうな算定方式になっていくんでしょうか。

○保険年金課長 一応そういう想定はしておりますけれど、今のところまだ細かいところの算定方法を定めた政令というものは、1月に公布されるということでありますので細かいところはまだ分かっておりませんけれど、恐らくそうなるのではないかと考えております。

○掛布委員 1月にしか細かい算定方法が分からぬのに、今システム改修委託が上がっているんですけど、それは要するに確定してから、年度内にシステム改修、なぶるとそういうことなんですか。

○保険年金課長 公布されるのは1月上旬になりますが、その前にある程度概要というものは示されると思いますので、それに向けた準備ということでこの時期に補正をお願いしている状況でございます。

○掛布委員 ただでさえ本当に厳しい、とんでもない高い額の国保税がさらにこの子ども・子育て支援金分もプラスアルファになって国保税がさらに増えるということはちょっと本当に耐えられない思いなんですけれども、普通の保険税を払っているからその部分も含んで保険給付の利益が得られる、その給付費の一部分に自分の払った国保税が入っているということなんですけど、子ども・子育て支援金分の国保税を取られたけど保険給付と全く関係ない使途に使われるわけなんで本当におかしい。本来だったら税金全体、国の財源からちゃんと子育て支援のお金というのは使わないといけないのに、何で医療保険、よりによって、しかも高くてしようがないこの国保税まで子育て支援金を取られたということで本当におかしいと思うんですけど。

それで結局、幾ら1人当たり増えるということは全然分からんですか。

○保険年金課長 国のほうが試算した公表している数字によりますと、1人当たり250円、世帯でいうと350円ということで国の方が示しております。月当たりになります。すみません、月当たり250円と350円になります。

○掛布委員 詳しいことはおいおい分かってくると思うんですけども、それで、今回のシステム改修は10分の10が国の特定財源なんんですけど、その後の来年度以降の運営費とか、この分が増えたことによる市の負担増ですね。人件費の負担が増えるとかそういうことはちょっと心配なんんですけど、その部分は国からの財源の補填は見込めるんでしょうか。

○保険年金課長 今想定している中では、特に事務負担というのは、多少は増えるとは思うんですけど数字として出てくることはないと思いますので、今のところはその分の補助金はないものと考えております。

○掛布委員 運営費の増額はない。

○保険年金課長 そうですね。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、これをもって質疑を終結いた

します。

暫時休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時30分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第87号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第88号 令和7年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）

○委員長 続いて、議案第88号 令和7年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○介護保険課長 それでは、議案第88号につきまして御説明申し上げますので、議案書109ページをお願いいたします。

令和7年議案第88号 令和7年度江南市介護保険特別会計補正予算（第2号）でございます。

110ページ、111ページをお願いいたします。

第1表 歳入歳出予算補正でございます。

次に、112ページ、113ページには、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を掲げております。

次に、114ページ、115ページをお願いいたします。

今回の補正予算の歳入でございます。

7款1項1目繰越金は2億7,511万円でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

116ページ、117ページをお願いいたします。

上段の3款1項1目基金積立金の補正予算額は2億3,841万9,000円でござ

います。

次に、下段の6款1項1目償還金及び還付加算金は3,669万1,000円でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前11時33分 休憩

午前11時33分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第88号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第90号 令和6年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について

のうち

ふくし部

健康こども部

教育部

の所管に属する歳入歳出

○委員長 続いて、議案第90号 令和6年度江南市一般会計歳入歳出決算認定についてのうち、ふくし部、健康こども部、教育部の所管に属する歳入歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思います

ので、よろしくお願ひします。

最初に、ふくし部地域ふくし課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○地域ふくし課長 それでは、議案第90号 令和6年度江南市一般会計歳入歳出決算認定のうち、地域ふくし課の所管につきまして該当箇所を説明させていただきますので、一般会計歳入歳出決算書の54ページ、55ページの最上段をお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

13款1項1目1節社会福祉費負担金の老人ホーム措置費負担金でございます。

次に、同じページの中段やや下をお願いいたします。

14款1項2目1節社会福祉使用料のうち、地域ふくし課所管の老人福祉センター目的外使用料（電柱）ほか5件でございます。

次に、少し進んでいただきまして、62ページ、63ページの最上段をお願いいたします。

15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、地域ふくし課所管の生活困窮者住居確保付費負担金、ほか1件でございます。

次に、同じページの最下段をお願いいたします。

2項2目1節社会福祉費補助金のうち、地域ふくし課所管の地域生活支援事業費補助金、ほか1件でございます。

次に、68ページ、69ページの中段をお願いいたします。

16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、地域ふくし課所管の民生委員活動費等負担金でございます。

次に、70ページ、71ページの上段をお願いいたします。

2項2目1節社会福祉費補助金のうち、地域ふくし課所管の老人クラブ助成費補助金、ほか3件でございます。

次に、72ページ、73ページの最下段をお願いいたします。

3項2目3節社会福祉費委託金の厚生労働統計調査交付金でございます。

次に、少し進んでいただきまして、82ページ、83ページの下段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入のうち、地域ふくし課所管の在宅ねたきり老人等介護慰労事業費返納金、ほか4件でございます。

次に、86ページ、87ページの最下段をお願いいたします。

3目1節過年度収入のうち、地域ふくし課所管の令和5年度分生活困窮者自立相談支援事業費国庫負担金精算金でございます。

次に、88ページ、89ページの中段やや下をお願いいたします。

22款1項2目1節社会福祉債のうち、地域ふくし課所管の（仮称）多世代交流プラザ整備事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

158ページ、159ページをお願いいたします。

3款1項1目地域福祉費で、備考欄の人件費等から167ページの備考欄上段の民生委員事業まででございます。

続きまして、216ページ、217ページの下段をお願いいたします。

4項1目被災者支援費で、備考欄の災害援護事業でございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 少しだけちょっとお聞きしたいんですけども、成果報告書の181ページなんですけれども、民生委員の方が、今成り手不足ということで非常に大変ということを伺っております。民生委員が次の民生委員を探さないといふことでなかなかこの辺りが非常にハードルが高いということをお聞きしてございますけれども、この相談内容を見たところ、成果の状況、非常に件数が多いんですよね。目標が2,700件の実績は2,738件という晴れマークになっているんですけども、これはどういった相談というのが多いんでしょうかというのまず第1点と、この件数というのはどういうふうに算出された件数なのかということをちょっとお聞きしたいと思います。

○地域ふくし課長 民生委員の皆様には、地元の相談役というところで様々な活動をしていただいております。多くは高齢者の家庭への見守り訪問等と

かその辺が多くなってくるんですが、まずはこの件数の支援内容でございますが、毎月民生委員のほうが活動していただいた折に活動報告を提出いただいております。その年間集計が国に提出される統計のデータの基になるんですが、その実績を基に件数を出しておりまして、2,738件のまずは分野別というところで申し上げますと、高齢者に関する内容が1,843件、子供に関することが576件、障害者に関することが62件、その他として257件というところで、大半が高齢者に対する支援というふうになっております。

その中でも、主な相談、支援内容といたしましては、先ほども御案内しましたが高齢者の日常的な見守り、あとは介護サービスの利用の御案内、民生委員は行政とのパイプ役を担っていただきますので、その方々のお体の具合とか健康の相談とかを受けた上で行政につないでいただくというようなところの御案内など、そういった日常的な見守りの支援が1,218件、あとは家族関係、経済的な御相談、そういったところが536件、子供の見守り支援、よく挨拶運動とかで登下校の際に立っていただくとかそういった御支援もしていただいておりますので、そういった件数が173件というところになっております。以上でございます。

○伊藤委員 ありがとうございます。

あと211ページ、同じ成果報告書のですね。私も参加したんですけども、シンポジウムは非常に好評だったということをお聞きしてございます。先回というか、防災の関係だったんですかね、たしか、地域の防災会長が出席されて、非常に有意義なトークをされていたという記憶がございます。そうした中で、これは毎年続けていかれるものなんでしょうか。

○地域ふくし課長 地域福祉推進シンポジウムのほうは毎年度開催をしております。市が策定します地域福祉計画と社会福祉協議会が策定します地域福祉活動計画の推進に係るシンポジウムになりますので、費用負担を隔年度という形で、毎年度実施をしております。

令和6年度に関しましては、先ほど委員のお話にあったように、災害と地域づくりというところで元宮城県石巻市の社協の職員で東日本大震災の折にボランティアとして尽力された方を講師にお招きしまして、災害に強い地域づくりというところで御講演をいただいております。

2部講演で、2部のほうでは市内の自主防災の取組の事例の紹介というところで、飛高区と布袋区というところの区の皆様に御参加いただきまして、トークと会談という形で考察をいたしました。

今年度に関しましては、また来年度から重層的支援体制整備事業というところで新しい取組を実施してまいりますので、それに当たりまして包括的な支援体制の取組というところをメインにして、将来の福祉の未来を考えいくというテーマを取りまして、2部講演制で、1部は有識者を招いた講演会、2部では市長、社会福祉協議会の会長、また先ほど講師で招いた大学の講師との3者との会談という形で福祉について語り合ってもらうというものを予定しておりますので、また議員の皆様方には改めてご案内をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○伊藤委員 分かりました。また今後ともよろしくお願ひします。

あと1点だけ、確認事項なんですけれども、213ページの要支援高齢者等援助事業の中で、すいとぴあ江南のいわゆる浴場を使用した回数というんですか、それが300円の補助で1万1,674回使用されたということで、同じ人が多分何回でも使用されているとは思うんですけども、実際に使用された方の人数というのは分かるんでしょうか。

○地域ふくし課長 公共浴場の利用料補助事業につきましては、利用対象者は60歳以上の市民でという形で、すいとぴあ江南を利用していただいた方に1回当たり300円の補助をするという事業になっておりまして、対象は60歳以上の市民で、初回に利用していただくときに利用者カードを発行していたんですが、その発行枚数、登録の人数としては485人でございました。

利用の状況としましては、先ほど委員が言われたように、人によっては毎日利用される方も見えますし、一回限りの方も見えますし、その状況に関してはまちまちでございました。

○伊藤委員 ありがとうございました。以上です。

○委員長 ほかに。

○石原委員 決算書の163ページ、難聴の高齢者の補助金、助成についてお聞きしたいと思います。当初予算の件数、実績の金額はここにありますので件数をまず教えてください。

○地域ふくし課長 当初予算は60万円で積算をしております。60万円に対して、決算額が44万7,500円というところで、扶助件数としては3万円の方が14件、2万7,500円の方が1件というところで、対象は上限を3万円としておりますので、補聴器の購入額に対して上限3万円として支給をしております。2分の1に対する上限額が3万円ですので、2万7,500円の方はその3万円に満たなかったという形になりますのでよろしくお願ひいたします。

○石原委員 多分予定していた件数まではいっていないかなと思うんですけれども、今後、これは医療機関なんかでも案内はしていると思うんですけれども、ほかに追加して何かやるような施策はありますかね。

○地域ふくし課長 医療機関には、身体障害者の手帳の交付に至らない方を対象としておりますので、市内の医療機関、あとは江南厚生病院のドクター、そこに御案内はしております。

今回、これは昨年度の10月1日から始まった事業でございまして、まだ実際のところ1年が経過していない状況にございます。今年度も現状は3万円を10件、もう扶助をしている状況がございますので、1年間を通してニーズを見た上で今後どうしていくかというところは考えていきたいかなというふうに思っております。

○石原委員 ありがとうございます。

最後にちょっと要望になりますが、これはホームページ上に出ているものですが、もう少し字を大きくしたりですね。高齢者向けにもうちょっと工夫していただけるといいかなと思いますので、要望になりますけど、以上です。お願いします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 先ほど伊藤委員も質疑されたんですけど、成果報告書の213ページにあります公共浴場利用料補助事業で、実際に実人数として485人なんですかね、その地域、どこの方が多かったかとかそういう分析はされておられないでしょうか。

○地域ふくし課長 恐れ入りますが、485人の住所地までは把握はしてございません。

○掛布委員 本当に、高齢者のお出かけの機会をつくったということと、す

いとぴあ江南のレストランの売上げを増やすとか波及効果も十分あったと思うんで、これがこれで打ち切られたというのは非常に残念だということを申し上げて、もう一個お聞きします。

決算書の163ページの中ほどにあります福祉タクシー料金助成事業の扶助費ですけど、これは令和6年度から迎車回送料金200円を市が負担するということで、実質は初乗り分だとただというか、そのチケットを使えばゼロ円で初乗り分だけは行けるということで相当利用者が増えたと思うんです。かなり増えています、金額としては。この交付枚数に対する実績、利用率として何%だったかを教えてください。

○地域ふくし課長 令和6年度の実績で申し上げますと、配付した枚数、人數ですね。48枚つづりを1冊配付しているんですが、高齢者が1,051人、障害者等が639人、合計で1,690人で、そのうち使われた方の枚数になりますが、高齢者が1万2,443枚、障害者等が7,200枚、合計で1万9,643枚でございまして、前年度、令和5年度と比較しますと、令和5年度の実績が、枚数が1万9,263枚でございましたので増加しているというところでございます。

○掛布委員 今、枚数でお聞きするとそんなに枚数は増えていない、1万9,263枚から1万9,643枚ということなんんですけど、金額的には大体毎年これは700万円から800万円ぐらいの額だったんですけど、かなり1,453万円というのは増えているんですけど、これはどういうふうに考えればよろしいですか。

○地域ふくし課長 委員が言われる決算額なんですが、令和5年度でいくと高齢者の決算額が785万8,130円、障害者のほうが391万829円ということで、その合算でいきますと1,176万8,959円で、先ほど令和6年度が1,453万1,400円でしたので、700万円というのは高齢者部分なのかなというふうに思います。1,453万1,400円は高齢者と障害者の合算です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 これで終わりますので。161ページにある一番下のほうですけど、扶助費として、在宅ねたきり老人等介護慰労事業費と在宅ねたきり老人等紙おむつ支給事業費というのがあるんですけども、この申請方法なんですけど、これは本人から、あるいは介護をしている人からの申請に基づく

ものなのか、市から対象者を把握した上で御案内をしているものなのか、どういうふうな方法で使ってもらっているんでしょうか。

○地域ふくし課長 介護慰労金とおむつの申請に関しては、あくまで相手方の申請に基づいて給付をしているものでございます。なので、ガイドブック、あとはケアマネジャーからの御案内等によって周知を図っているところでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○片山委員 ちょっと1つだけなんですけれども、成果報告書の178ページですね。地域福祉の推進と、あと後ろの212ページの基幹相談事業のところにもあるんですけども、令和8年度から重層的支援体制整備事業の実施がされるということでございまして、両方の、分析のところにも書いてあるんですけど、各関係機関の職員の人材確保及び育成に取り組むと書いてあるんですね。来年度から始まるので今やってみえると思うんですけども、例えば確保ということは新規に入れる予定があるのか、もう入っているのかというのを教えてください。

○地域ふくし課長 重層的支援体制整備事業につきましては、令和8年度から実施予定で、まだ新たに事業を実施する内容がございます。地域との地域づくり事業とひきこもりの方などが地域に参加していくための力添えをする参加支援事業、そういういたところの取組がまだ未実施になっておりまして令和8年度から実施を予定しています。一応、現状では委託によってその実施をしていく予定でございまして、委託先での人材を確保していくというところで記述をさせていただいたものでございます。

○片山委員 了解でございます。では、この辺は全て委託で行っていくという形でよろしかったですかね。

○地域ふくし課長 現段階においては委託を予定しております。

○片山委員 オーケーです。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員 ここで聞いたらいいのかな。分からぬけど、違っておったらまた教えてください。

成果報告書の214ページです。多世代交流プラザの名前が皆さんの御努力

で随分市民の皆さんにも浸透してきました。多くの皆さんのがその設立に非常に期待しておいでですが、いつまでたっても仮称なんですね。

この後、これを仮称ではなくて本名称に変えていくスキームがあつたら教えてください。

○地域ふくし課長 今委員がおっしゃられたように、（仮称）多世代交流プラザというところで、愛称は公募してウィステリアプラザというところまでは決まっております。

しかしながら、設置管理条例というところはまだ定まっておりませんので、それにつきましては、予定としまして今年度中には、条例を改正して改めて定めてまいりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようありますので。

[「暫時休憩」と呼ぶ者あり]

○委員長 議事の途中ですが、暫時休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後1時13分 開議

○委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、介護保険課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○介護保険課長 それでは、議案第90号 令和6年度江南市一般会計歳入歳出決算認定の介護保険課の所管について御説明を申し上げますので、事項別明細書の60ページ、61ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

上段の14款2項2目1節社会福祉手数料で、備考欄の介護保険課所管分、事業者指定手数料はじめ2件でございます。

次に、62ページ、63ページをお願いいたします。

上段15款1項1目1節社会福祉費負担金で、介護保険課所管分の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

下段の15款4項2目3節社会福祉費交付金で、介護保険課所管分の地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

中段の16款1項1目1節社会福祉費負担金で、介護保険課所管分の低所得者保険料軽減負担金でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

上段の16款2項2目1節社会福祉費補助金で、介護保険課所管分の社会福祉法人利用者負担軽減対策事業費補助金はじめ2件でございます。

次に、78ページ、79ページをお願いいたします。

中段の18款1項2目2節社会福祉費寄附金で、介護保険課所管分の企業版ふるさと寄附金でございます。

次に、下段の19款2項1目1節特別会計繰入金で、介護保険課所管分の介護保険特別会計繰入金でございます。

次に、88ページ、89ページをお願いいたします。

上段の21款5項3目1節過年度収入で、介護保険課所管分の令和5年度分低所得者保険料軽減国庫負担金精算金及び県費負担金精算金でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、166ページ、167ページをお願いいたします。

中段、3款1項2目介護保険費、備考欄の人事費等から、最下段の介護施設等整備費補助事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 1点だけお聞きしたいんですけども、成果報告書の215ページ、介護認定事業の中で、これはだんだん要介護の方が増えてきている表でございますね。令和2年度から令和6年度までだんだん増えてきております。そうした中で、やはり原則として申請からいわゆる認定結果を出すまで、その間の調査員とか医師の所見とか、審査委員会を経て当然出てくるわけですけれども、目標は30日というふうに一応書いてあるんですけども、これは

実際この件数の中で……。

[「特別会計」と呼ぶ者あり]

○伊藤委員 間違えました。すみません、申し訳ございません。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 決算書の167ページの繰出金で不用額がとても多いんですけれども、この多い理由を教えてください。

○介護保険課長 介護保険特別会計繰出事業の不用額が多い件につきましては、こちらは介護保険特別会計に繰り出す市の負担分になりますが、主な理由といたしましては、特別会計の2款に当たります介護給付費で不用額が多く生じたものになります。

○掛布委員 介護給付費が予定よりも随分少なく済んだので、不用額が生じたという意味でよかったです。

○介護保険課長 令和6年度の介護給付費ですが、第9期事業計画の1年目ということで、積算しております内容を確認しますと、介護認定を受けた方の人数は増えてはいるのですが、その構成比が要支援の方が多く増え、要介護の方の伸びが少し少なかったということが出ております。そのため、予定していた要介護の方の給付費の見込みが予定よりも下回ったということで、予定よりも給付費の不用額が出たために、そこに充てます繰入金の額も減額となったということになります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、続いてふくし支援課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○ふくし支援課長 それでは、ふくし支援課所管につきまして御説明をさせていただきます。

決算書の54ページ、55ページの下段をお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

14款1項2目1節社会福祉使用料、右側備考欄、ふくし支援課所管は、心身障害者小規模授産施設目的外使用料（電柱）、外1件でございます。

次に、62ページ、63ページの上段をお願いします。

15款1項1目1節社会福祉費負担金、備考欄、ふくし支援課所管は、特別障害者手当等給付費負担金、外3件。

次に中段の3節生活保護費負担金、備考欄、生活保護医療扶助費負担金、外7件。

最下段の2項2目1節社会福祉費補助金、1枚はねていただきまして、65ページの上段、備考欄、ふくし支援課所管は地域生活支援事業費補助金でございます。

次に、その少し下ですが、3節生活保護費補助金、備考欄、生活保護費補助金、外1件。

次に、66ページ、67ページの上段をお願いいたします。

15款3項2目1節社会福祉費委託金、備考欄、ふくし支援課所管は、特別児童扶養手当支給事務費委託金。

その下、2節生活保護費委託金、備考欄、支援相談員配置経費委託金。

次に中段やや下、4項2目2節生活保護費交付金、備考欄、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

中段、16款1項1目1節社会福祉費負担金、備考欄、ふくし支援課所管は、障害者自立支援給付費負担金、外2件。

その2つ下、3節生活保護費負担金、備考欄、生活保護費負担金。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

上段の2項2目1節社会福祉費補助金、備考欄、ふくし支援課所管は、特別障害者手当等支給費補助金、外4件。

次に、72ページ、73ページをお願いします。

下段、3項2目2節生活保護費委託金、備考欄、ホームレス実態調査交付金。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、備考欄の最下段、ふくし支援課所管は、デジタル基盤改革支援補助金、外10件。

次に、86ページ、87ページの最下段をお願いいたします。

3目1節過年度収入、はねていただきまして、89ページ上段の備考欄、ふくし支援課所管は、令和5年度分障害者自立支援医療給付費国庫負担金精算金、外6件でございます。

次に、歳出でございます。

168ページ、169ページをお願いいたします。

3款1項3目障害者福祉費で、右側備考欄、人件費等から、175ページ上段の在宅障害者デイサービス施設「あゆみ」整備等事業までございます。

次に、少し飛びますが、210ページ、211ページをお願いいたします。

中段の3款3項1目生活保護費、右側備考欄、生活保護事業から、217ページ中段の物価高騰対応重点支援給付金支給事業（調整給付分）までございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○大藪委員 成果報告書の220ページ、これはここで聞いていいのかな。

この751万7,000円の積算根拠というか、内訳を教えてください。

○ふくし支援課長 この社会福祉法人きそがわ福祉会に対して、新設したグループホームの施設整備費補助金でございますけれど、こちらはもともとが国の社会福祉施設等施設整備費補助金がありまして、こちら自体が、整備費のうち4分の3を国・県が補助します。4分の1を事業者、きそがわ福祉会が自前で調達をします。先ほど国・県が対象経費の4分の3と言いましたが、この4分の3のうち国と県の内訳が、国が3分の2、県が3分の1、これで一応一通り100%になるんですけど、市としましては、県が出しました3分の1の2分の1を補助するというものでございます。それが751万7,000円ということで、内訳については特に指定しないで、例えばグループホームが施設整備費の対象にならなかった備品でございますとか外構費だとか、そういうしたものに使っていただくというようなものです。

○大藪委員 要するに、イニシャルで使ってもいい費用ということですね。

○ふくし支援課長 はい、そうです。

○大藪委員 分かりました。ありがとうございました。

○委員長 ほかにはございませんか。

○伊藤委員 成果報告書の221ページ、ちょっと確認なんですけれども、これは生活保護の中でやはり医療扶助ですね。この表を見ると医療扶助の対象者数が非常に多くて、取りあえず扶助費がその中で非常に、約半分の割合を占めているということになっておりますけれども、本当に確認なんですけれども、これは基本的には、医療扶助の中でジェネリックを嫌がっている方が結構見えるということをお聞きしたんですけれども、必ず、ジェネリックがあればジェネリックのいわゆる薬を処方していただけるように指導はしているんですよね。

○ふくし支援課長 ジェネリック医薬品につきましては、私たちもそうなんですけれど、基本的には医師がジェネリック医薬品の使用が可能と判断した場合には、原則としてジェネリック医薬品が調剤されることになっています。これは生活保護法の中でそのように定められておりますので、基本的にはジェネリック医薬品が調剤されるというふうに承知しております。

○伊藤委員 取りあえず生活保護者が嫌がったとしても、医師が必ずジェネリックを処方するということになっているということですね。

○ふくし支援課長 そのとおりでございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと1点だけ。

186ページなんですけれども、生活困窮者のことなんですけれども、これも非常に、目標値があってその実績値が高くなっているということで、保護の廃止世帯数ということなんですから、基本的にはこれは指導されて生活困窮者の方が努力して自立されたという、いわゆる指導がよくて、自立された件数が増えたという、そういう成果が上がったということでよろしいんでしょうか。

○ふくし支援課長 186ページで出ております実績値、死亡を除く廃止世帯数ということですので、伊藤委員がおっしゃられたように自立をされた方ももちろんございますが、そのほかとしましては、転出されただとか、施設入所をされただとか、親類縁者に引取りをされたとかそういうケースもございますけれど、基本的には収入増で、収入が増えて自立されたという方が多い

と認識しております。

○伊藤委員 分かりました。それでは、指導がよくて、自立された方が多いというふうに解釈しておきますのでよろしくお願ひします。以上です。

○掛布委員 今の続きなんんですけど、成果報告書の186ページには保護の廃止の実績として40件なんですけど、同じ成果報告書の221ページの実施内容のところを見ると廃止件数が82件あるんですけど、随分大きく差があるんですけど、この違いというのは死亡の数、どうしてこんなに違うんでしょうか。

○ふくし支援課長 186ページの40件というのは、先ほども出ました死亡を除くもので、221ページの表の一番上の右側に廃止件数82件とありますが、42件が死亡で、残りの40件が先ほど伊藤委員の御質問に答えました廃止の事例でございます。

○掛布委員 221ページに関連してんですけど、被保護者数、被保護世帯が増えてきていて、本当に大変なお仕事をされているケースワーカーの精神的、体力的な負担というのが大変なものがあるなと思うんですけど、ケースワーカーの江南市の1人当たりの持つてみえる被保護世帯数というのは基準としては80世帯までというのがあったと思うんですけど、何世帯、1人当たり持つてみえるんでしょうか。

○ふくし支援課長 令和7年3月31日現在の数字でちょっと申し上げさせてもらいます。まず、ケースワーカーは6人おりまして、令和7年3月31日末で487世帯、生活保護世帯の、受給者がございます。6人で割りますと81.2世帯ぐらいでしょうか、それぐらいの世帯になっています。81.16世帯、81.2世帯になりますかね。

○掛布委員 なかなか大変な数字だと思うんですけど、それで若い、経験年数が少ない職員だと非常にストレスも積もっていくということで、以前から経験年数のある方と組み合わせたケースワーカーの体制というのをお願いしているんですけど、令和6年度の段階ではケースワーカーの経験年数はどうなっているんでしょうか。

○ふくし支援課長 7年を満了した者が1人、3年を満了した者が2人、1年6か月を満了した者が1人、1年満了した者が2人ということでございま

す。

○掛布委員 比較的経験が浅い方が多いんですけれども、ベテランの方と協力し合って、助け合って頑張っていただきたいと思うんですけど、最近鈴鹿市が生活保護の問題でいろいろ報道をされている中で、保護の申請を行ったときにいわゆる所有資産の確認の中で、財布の中身を全部ばらばらと目の前で開けて残金を確認するということをほかの相談者が隣にいらっしゃる中でそういうことをやっていたということで大変な人権侵害じゃないかということで鈴鹿市はやめる方向というふうに聞いているんですけど、実は私も保護の申請に付き添ったときに、随分前ですけれども、やはり同じように目の前で財布の中身を確認したことがあって、私自身もちょっとそのときにちゃんと異議を申し立てればよかったんですけど、こんなことまでするのかなと非常にショックを受けたんですけど、今はどうされているんでしょうか。

○ふくし支援課長 掛布委員のほうから過去にそういう事例があったということをお伺いして私もちょっとびっくりしておりますんですけど、いつの時点から改善されたかはちょっと把握はしておりませんが、今現在、生活保護の相談の際に財布の中身を確認するということはしておりません。本人の聞き取りの中で、手持ち現金が幾らあるかというのをお聞きしております。聞いておりますので、財布の中身を確認するということはしておりません。

○掛布委員 生活保護に関しては最後ですけれども、いわゆる国支出金、県支出金プラス一般財源でもってすごい決算額になっているんですけども、いわゆる生活保護の支給、様々な給付、扶助費に対して使っている一般財源に対しては全額地方交付税で完璧に措置をされているというふうにずっと前から確認をしているんですけど、それで今も間違いないでしょうか。

○委員長 暫時休憩いたします。

午後1時38分 休憩

午後1時39分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○ふくし支援課長 申し訳ありません。

一般財源の中で、地方交付税で全額措置されているかということでしたでしょうか。正直、全額交付税措置されているかというのは、私はちょっと勉

強不足で承知はしておりませんが、全額かどうかは分かりませんが、地方交付税で措置されているということは確かでございます。全額かどうかはごめんなさい、承知しておりません。

○掛布委員 また自分で財政課に確認させてもらいます。

あと1点ですけど、決算書の169ページの人事費等のその下にあります特別障害者手当等支給事業の特別障害者手当等給付費ですけれども、じわっと少しづつ増えてきているんですけども、これは前年に比べてというか実績ですね。何人がこの給付対象者というふうになっていたでしょうか。

○ふくし支援課長 厳密に何人というのが、1年間を通してなので、申し上げられないので、年度の一番最後の支払いが2月払いがございまして、2月払いの人数でちょっと申し上げさせてもらいます。令和6年の2月払いの人数というのが161人でございました。令和7年の2月払い、これが令和6年度分でございますけど162人で、2月払いの段階ではお一人増えただけということでした。

○掛布委員 額が結構増えてきているのは、いわゆる月額2万9,000円とかいうのが、月額がもうちょっと引き上がって3万円に近くなったとか、その額の引上げに伴う増額ということによかったですか。

○ふくし支援課長 確かに、額としては毎年引上げされておりますので、額が引き上げられておりますので、相対的に総支払額というのは増えているというふうに考えます。

○掛布委員 これで最後なんですけど、いわゆる自宅あるいは有料老人ホームなどに入所されている要介護4・5の方がほとんど対象になってくるんですけど、本人とか、制度の周知がなかなか行き届かずに、とても助かる、月に3万円も支給されますので助かる制度なんんですけど、周知がどうも行き届かない面がまだあるので、ほかの課の担当なんんですけど、例えば地域ふくし課の担当の在宅介護の寝たきり老人のおむつ代支給とか、寝たきり老人に対する手当の対象者であるとか、要介護4・5で自宅介護されている後期高齢者の福祉医療費補助というのがあるので、地域ふくし課であるとか保険年金課と協力して、その人がもろにこれ、対象者とかぶつてくるので、本当に、ふくし支援課が関係するところと協力して対象者に積極的に周知を PUSH

型でやっていただけるようちょっと要望しておきます。

○委員長 要望ですね。

ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、続いて保険年金課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○保険年金課長 保険年金課所管の決算について御説明いたします。

決算書の62ページ、63ページをお願いいたします。

初めに、歳入でございます。

最上段にございます15款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金はじめ3項目でございます。

次に、66ページ、67ページをお願いいたします。

上段にございます15款3項2目1節社会福祉費委託金のうち、保険年金課所管の国民年金等事務費委託金でございます。

次に、68ページ、69ページをお願いいたします。

中段の16款1項1目1節社会福祉費負担金のうち、保険年金課所管の国民健康保険基盤安定負担金はじめ4項目でございます。

次に、70ページ、71ページをお願いいたします。

上段の16款2項2目1節社会福祉費補助金のうち、保険年金課所管の後期高齢者福祉医療費補助金はじめ6項目とその下にございます2節児童福祉費補助金のうち、保険年金課所管の母子・父子家庭医療費補助金はじめ4項目でございます。

次に、80ページ、81ページをお願いいたします。

中段やや下にございます21款4項1目1節、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施受託収入でございます。

次に、82ページ、83ページをお願いいたします。

上段にございます21款5項2目4節医療費付加給付徴収金の障害者医療高額療養費徴収金をはじめ12項目でございます。

次に、82ページ、83ページの中段やや下、21款5項2目11節雑入のうち、

85ページ上段にございます保険年金課所管の後期高齢者健康診査委託費はじめ2項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

174ページ、175ページをお願いいたします。

上段、3款1項4目社会保障費、備考欄、人件費等から、180ページ、181ページ中段、国民年金事業までの13事業でございます。

大きくはねていただきまして、208ページ、209ページをお願いいたします。

中段にございます3款2項3目医療助成費の福祉医療費助成事業でございます。

以上でございます。補足説明はございません。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 決算書の209ページにあります子ども医療費助成事業で、本会議で議案質疑があったんですけれども、子ども医療費助成の窓口負担なしということで、これに対して国民健康保険の国庫負担金の減額ペナルティーがこの令和6年度から全面的に廃止されて、国保に対する国庫負担金が増額になっているんですけども、その増額措置というのは幾らで、それは一体どこに入っているのかが全然分からなくなっちゃったので教えてください。

○保険年金課長 国庫負担金増額、今回の子ども医療の分が、いわゆるペナルティーがなくなったことによって、医療給付費の給付費のほうが減額されなかったということで、国民健康保険の特別会計の国からの補助金が減額されることがなくなったというところで、金額についてはちょっと申し訳ございませんけれど、把握をしておりません。

○掛布委員 減額はなくなったけど、要するに、いわゆる国庫負担金分は増額になっているはずなんだけど、その増額分が分からないという。

ちょっと意味が分からないんですけど、増額分は要するに県の国保連合会のほうに直接行っちゃっているという、そういうことなんですか。

○保険年金課長 お金 자체は県を通じて市の特別会計のほうに歳入されております。

○掛布委員 分かったような分からないような。

分かりました。それで、もう一つですけど、同じ決算書の177ページに子ども医療じゃないその他の福祉医療の助成があって、後期高齢者福祉医療の助成とか障害者医療とか、母子福祉はさっきのところにあったんですけど、いわゆる子ども医療費の助成に対しては、県が補助する対象がすごく狭くて市の持ち出し分が多いということなんんですけど、後期高齢者福祉医療費助成とか障害者医療費助成とかは、あと独り親の助成というのは、県の支出対象というのは江南市とピッタリが合っているんでしょうか。

○保険年金課長 まず、母子・父子家庭の医療につきましては、県の補助と同一になっております。後期高齢者の補助に関しましては、ほとんどは同じですけれど、若干差異がございまして江南市の補助のほうが少し手厚くなっています。障害者は同じになっております。身体障害者のほうは同じになっています。精神障害のほうはまた差異がございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、続いて健康こども部こども未来課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○こども未来課長 それでは、こども未来課所管の決算について御説明させていただきますので、事項別明細書の56、57ページをお願いいたします。

歳入でございます。

最上段の14款1項2目2節児童福祉使用料、備考欄、保育所保育料はじめ6項目でございます。

60ページ、61ページの上段をお願いいたします。

14款2項2目2節児童福祉手数料、備考欄、病児・病後児保育利用手数料でございます。

62、63ページの上段をお願いいたします。

15款1項1目2節児童福祉費負担金、備考欄、こども未来課の児童扶養手当支給費負担金及び児童手当費負担金でございます。

64、65ページの上段をお願いいたします。

15款2項2目2節児童福祉費補助金、備考欄、こども未来課の子ども・子

育て支援体制整備総合推進事業費補助金はじめ 6 項目でございます。

66、67ページの中段をお願いいたします。

15款 4 項 2 目 1 節児童福祉費交付金、備考欄、こども未来課の子ども・子育て支援交付金はじめ 5 項目でございます。

68、69ページの中段をお願いいたします。

16款 1 項 1 目 2 節児童福祉費負担金、備考欄、こども未来課の子どものための教育・保育給付費負担金はじめ 3 項目でございます。

70、71ページの中段をお願いいたします。

16款 2 項 2 目 2 節児童福祉費補助金、備考欄、こども未来課の施設型給付費等補助金はじめ 7 項目でございます。

72、73ページの下段をお願いいたします。

16款 3 項 2 目 1 節児童福祉費委託金、備考欄、母子父子寡婦福祉資金事務委託金でございます。

74、75ページの下段をお願いいたします。

16款 4 項 5 目 1 節児童福祉費交付金、備考欄、地域児童福祉事業等調査事務市町村交付金でございます。

78、79ページの上段をお願いいたします。

18款 1 項 2 目 1 節児童福祉費寄附金、備考欄、こども未来課の寄附金でございます。

82、83ページの上段をお願いいたします。

21款 5 項 2 目 5 節保育園給食費徴収金、備考欄、3歳以上児徴収金及び保育園職員徴収金でございます。

86、87ページの中段やや下をお願いいたします。

21款 5 項 2 目 11 節、備考欄、こども未来課の障害児通所給付事業利用料はじめ 9 項目でございます。

88、89ページの上段、やや下をお願いいたします。

21款 5 項 3 目 1 節過年度収入、備考欄、こども未来課の令和 5 年度分児童手当費国庫負担金精算金はじめ 3 項目でございます。

同じページの下段をお願いいたします。

22款 1 項 2 目 2 節児童福祉債、備考欄、保育園施設改修事業債はじめ 4 項

目でございます。

次に、歳出をお願いいたします。

大きくはねていただき、182ページ、183ページをお願いいたします。

下段の3款2項1目こども保育費、人件費等から、198、199ページ中段の子ども・子育て支援施設整備促進事業までございます。

説明は以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 成果報告書の118ページ、これも一般質問なんかで各議員が言われていたことなんですねけれども、保護者の送迎用の駐車場ですね保育園の、これが非常に危ないということで、私も小鹿保育園を通ったときに道路に止めて送迎、保護者の車が非常に危なかったという印象があるんですけども、令和6年度は布袋北保育園で令和7年度は宮田南保育園、小鹿保育園というのは残っているとは思うんですけども、あと保育園の統廃合の関係もありますし、その辺りも非常に難しいところなんですけれども、その辺りをどのように考えてみえるのかということをちょっとお聞きしたいです。

○こども未来課長 現在保育園で、市のほうとかで駐車場が整備できていないところが小鹿、あずま保育園、あと宮田南保育園だったんですけども、宮田南は令和7年7月に賃貸借ということで園のすぐ横の駐車場を御用意させていただきました。あずま保育園につきましては、今年度で統廃合ということで今も運用のほうでカバーはさせていただいているところになります。小鹿保育園につきましても、運用のカバーと地域の方の御協力ということではやっているんですけども、ただ、今の駐車場の用意ができるない小鹿保育園とか以外にも布袋西保育園も、今近くの商業施設のところの御協力で止めさせていただいているということで、少し営業時間とかの関係で常時止めることが難しいことはございますので、引き続き駐車場の確保とか整備に向けては進めていきたいと考えているところでございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと139ページなんですけれども、保育園保育等事業の中で、これは保育

士の配置基準の見直しがあったものですから、その辺りで、当然新規採用正規職員と会計年度任用職員からの正規職員の登用という2通りの方法で足りない保育士を確保していくという話が前出ていたと思うんですけども、そうした中で、今現在この配置基準どおりにされているのかどうかをちょっとお聞きしたいです。

○こども未来課長 昨年度の定数条例改正の際には、保育士も新配置基準ということで、4歳・5歳が30対1から25対1、3歳児が20対1から15対1ということで、改正があった分については職員の配置ということはさせていただいております。1歳児につきましては令和10年度に向けて、まだ予定ですけれども、6対1から5対1ということで配置基準の改正が見込まれている中、まだ今は全園ではないんですけども、園児の入園数に合わせて、来年度以降もなるべく5対1の配置ができるようにということで職員を配置させていただく中、今年度については、今の3歳・4歳・5歳の配置基準については新配置基準どおりの配置ができている状況でございます。

○伊藤委員 分かりました。

あと140ページ、最後の質問なんですけれども、これも保育管理システム運用事業ということで今年の1月から運用を開始しているということ、非常に高価なシステムなんですけれども、これを入れたことによって当然保育士と保護者、非常に利便性が高くなったということで思っているわけでございますけれども、その辺りの、これだけお金をかけた中で保育士とか保護者からの評判とか、あと気になるのは課題の中で段階的にデジタル化を進めるとあるんですけども、これに対して費用がまたかかるわけでしょうか。

その2点を教えてください。

○こども未来課長 まず今回の新しいシステムを1月から導入させていただいた中で、利用していただいている保護者とか、あと、園の保育士の意見としましては、今まで欠席とかをするときに電話連絡をしていたところが新しいシステムでもって欠席するという連絡が取れるということで、電話をかける手間、負担とか、電話を取る負担が減ったという御意見ですとか、あと給食の献立も写真で見られたりということで、そういう部分での園の様子がすぐ分かったり、あと今まで紙で手紙を出していたところもネット上で見ら

れたりカラーで見られる、あと園としては今まで印刷していたものが減ったりということで、運用面での御意見としては、いい御意見をいただいているところでございます。

あと段階的に更新を実施していくというお話ですけれども、こちらは、今年度の予定では新たにまた保育日誌ですとか身体検査の記録を今のシステムで保護者に見ていただけるような状況の機能を拡充していくことを検討している中、こちらは当初の予算の、導入で入れた予算をそのまま使いますので、別途経費がかかるものではないものでございます。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに。

○片山委員 今の質問の関連なんですけれども、今のってキッズビューですよね、このシステム。1月から導入されたということで、成果報告書の140ページのところに、保護者からの満足度調査というのが3.9ポイント、5.0ポイントが上限で、目標が3.5ポイントだから、目標以上にはなっているんですけども、今1.1ポイント足りていなかったということは保護者からはどういった御意見があったんですか、足りていない意見として。

○こども未来課長 この1.1ポイントの部分かどうかは分からないんですけども、御意見の中では、今まで給食の献立を紙で出していたものが、今はデジタル化ということでネットで見ていただくんですけれども、従前どおり紙のものが欲しいという御意見ですか、あと兄弟で入園してみえる方に対して、園からお知らせを流すときに兄弟それぞれ2通届いてしまっているということで、それを見ないと既読にならないというような部分がございましたので、そちらの御意見についてはまた導入業者のほうにフィードバックしまして、少しずつ改善ということで今行っているところでございます。

○片山委員 分かりました。

下の課題のところに、今後改善につなげていくと書いてあるんで、その辺のところを含めて改善していくということですね、分かりました。

○委員長 ほかに質疑は。

○掛布委員 その続きのような質疑ですけれども、今16園がこの保育管理システムなんんですけど、残りの指定管理園2園というのはどういうシステムで

やっておられるんでしょうか。

○こども未来課長 指定管理の2園についても、それぞれこういった同じような機能のシステムを導入しておりますので、同じように通知とかはシステム上で行っております。

○掛布委員 これはまだ1月から運用なので本当に3か月だけなんですが、1年通して運用するとランニングコストというのはどうなるかということと、あと、指定管理園というのはこのシステムの導入、運用というのを指定管理料の中で賄っているという、そういうことなんでしょうか。

○こども未来課長 このシステムですけれども、導入に際しては、デジタル田園都市の国家構想交付金を使わせていただきましたので、システムとしてはまず令和6年度に導入しているという状況でございます。その中で、令和7年度のランニングコストで申し上げますと、予算上の数字ですけれども、ランニングコスト、令和7年度は763万9,000円ということで、通信回線料が116万円、機器保守が119万円、システム利用料が528万円という状況になっているところでございます。

あと指定管理園につきましては、指定管理料もお支払いしている中、指定管理業者のほうでそちらのほうは用意しているところでございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

簡潔明瞭にお願いいたします。

○掛布委員 決算書の185ページ、成果報告書の136ページに2年かけてやる初年度分のあずま・中央保育園の統合、民間保育園の新設の経費が、185ページの上のほうにあります認可保育所等整備促進事業というふうにあるんですけれども、説明会があと1回を残して今終わっているんですけれども、いわゆる園庭がすごい狭く感じられるんですが、基準はもちろん満たして、ちゃんと基準を満たして造っていると思うんですけども、その基準で造られていてもあれだけ狭いということは一斉に子供たち220人が園庭に出て遊ぶということはちょっと不可能だと思うんですけど、そんなふうなことで承知しておられるんでしょうか。

○こども未来課長 まず基準については、きちんと満たした面積で、園庭も用意されております。今、ほかの園もなんですけれども、ゼロ歳から5歳児

が、体の大きさですとか動きも異なる中、なかなか同時に全園児が園庭で一堂に会してということはまれな状況でございますので、そちらのほうは、今度開園になった後、事業者の方にもけががないようにとかそういったところでは配慮していただくように話していきたいと思っております。

○掛布委員 苦情処理の機関として、地域の民生委員とか区長とかが入った第三者委員会か何か、それが立ち上がっていないといけないんですけど、その立ち上がりというのは確認されておりますか。

○こども未来課長 確認しております。していくというか、きっと第三者委員として地区の方で指定した方ということで、掲示もしていただく必要がございますので、そこはやっていく予定にしております。

○掛布委員 まだこれから確認ということなんですね。

あと、いわゆる保護者も入った三者協議会で、いわゆる延長保育料を幾らにするかとか一時保育の保育料を幾らにするとか、そういった保護者負担で購入する、いわゆる保育に必要なものをどれだけ認めていくかということをもうやられていないと、もう入園申込みなんんですけど、そういったものは確認、三者協議会の立ち上がりというのを確認されておるんでしょうか。

○委員長 暫時休憩いたします。

午後2時10分 休憩
午後2時11分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁をお願いします。

○こども未来課長 新しく開園する民間の保育園の延長保育料とか一時預かりの料金についてはもうアイグランのほうが御案内チラシを作っている中で、金額までは明記はしていないんですけども、延長保育料、一時預かり料金については今後市と協議していくというふうで書いてある中、今協議中ではございますけれども、市と同額ということで進めていく予定にしております。

○委員長 では、簡潔明瞭にお願いいたします。

○掛布委員 さっきマイクなしで言い始めたんですけど、成果報告書の138ページの記載として、事業内容が、民間事業者に補助金を交付するとなっているんですけども、そのいわゆる中身を見るとその他特定財源というのは、

これは民間事業者から実費徴収した、これを基にして分筆をする、そういう事業、決算になっているので補助金を交付するという事業内容ではちょっとおかしいのではないかと思ったんですけど、これはどういうことなんでしょうか。

○こども未来課長 こちらの事業内容が一番上のところ、子ども・子育て支援施設整備促進事業ということで、大きいくくりの事業としては、施設の誘致というか開園に向けて民間事業者が参入していったときに補助金を交付させていただくということで事務事業として上げているものの内容ということになっております。その中の業務活動として、今回、病児保育と発達支援施設を開設するということでしたので、事務事業の下に業務活動をちょっとぶら下げさせていただいたというか分けさせていただいた結果、事業内容としてはちょっと異なるんですけれども、目指す成果としては、病児保育施設の整備に向けてということで、ここの事務事業の中にひもづけさせていただいておりますので、少し業務内容とは異なることにはなっているとは承知しております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、続いて子育て支援課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○子育て支援課長 それでは、子育て支援課の所管分について御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

決算書の60ページ、61ページの最下段をお願いいたします。

14款 2 項 7 目 1 節 教育総務手数料です。備考欄、子育て支援課、放課後児童健全育成手数料でございます。

次に、1枚はねていただきまして、62ページ、63ページの2段目をお願いします。

15款 1 項 1 目 2 節 児童福祉費負担金、備考欄、子育て支援課、母子生活支援施設措置費負担金でございます。

次に、1枚はねていただきまして、64ページ、65ページの上段をお願いします。

15款2項2目2節児童福祉費補助金、備考欄、子育て支援課、児童虐待対策等総合支援事業費補助金、以下2項目でございます。

次に、1枚はねていただきまして、66ページ、67ページの中段やや下をお願いします。

15款4項2目1節児童福祉費交付金、備考欄、子育て支援課、子ども・子育て支援交付金、以下2項目でございます。

次に、1枚はねていただきまして、68、69ページの上段をお願いします。

15款4項5目1節教育総務費交付金、備考欄、子育て支援課、子ども・子育て支援交付金でございます。

続きまして、同じページの中段やや下、16款1項1目2節児童福祉費負担金、備考欄、子育て支援課、児童委員活動費負担金、以下2項目でございます。

次に、1枚はねていただきまして、70ページ、71ページの中段をお願いします。

16款2項2目2節児童福祉費補助金、備考欄、子育て支援課、地域子ども・子育て支援事業費補助金、以下3項目でございます。

次に、1枚はねていただきまして、72ページ、73ページの中段やや上をお願いします。

16款2項6目1節教育総務費補助金、備考欄、子育て支援課、放課後子ども教室推進事業費補助金、以下2項目でございます。

次は2枚はねていただきまして、76、77ページの上段、やや下をお願いします。

17款1項1目2節使用料及び賃貸料、備考欄、子育て支援課、交通児童遊園自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、1枚はねていただきまして、78ページ、79ページの上段をお願いします。

18款1項2目1節児童福祉費寄附金、備考欄、子育て支援課、寄附金でございます。

次は少しほねていただきまして、86ページ、87ページの下段をお願いします。

21款5項2目11節雑入、備考欄、子育て支援課、子育て短期支援利用料、以下3項目でございます。

次に、1枚はねていただきまして、88ページ、89ページの中段をお願いします。

21款5項3目1節過年度収入、備考欄、子育て支援課、令和5年度分子ども・子育て支援国庫交付金精算金、以下4項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、198、199ページの下段です。

3款2項2目子育て支援費でございます。備考欄、人件費等から、208ページ、209ページの上段、子ども会活動助成事業までの13事業でございます。

次に、大きくはねていただきまして、320ページ、321ページの下段、10款1項3目放課後児童費でございます。備考欄、放課後子ども総合プラン事業（放課後児童健全育成）から、322ページ、323ページの下段、放課後子ども総合プラン事業（放課後子ども教室）までの2事業でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○石原委員 当初予算のところにあった新規事業で、子育て世帯訪問支援事業というのがあったと思うんですけど、今回の実績になかったということは、多分対象がなかったんじゃないかなと思うんですけど、どうですかね。

○子育て支援課長 こちらの今石原委員に御指摘いただいた事業のほうは、今年度から始まるものでございまして、令和6年度の決算にはちょっと載っていません。申し訳ございません。

○石原委員 大変失礼しました。

○伊藤委員 成果報告書の120ページ、子育てや家庭の不安の解消といった中で、家庭児童相談等件数が非常に多いんですけども、件数自体が。課題の中では児童虐待とか発達が気になる子供の発達相談が増えているというふ

うに書いてございます。ちょっと気になるので、何の相談が一番多いということなんでしょうかね。

○子育て支援課長 主要施策の成果報告書の中で、家庭児童相談等件数ということで2,856件の数値が記載されてございます。

こちらのほうは子育て支援センター、こども家庭センター、育児支援家庭訪問事業の中での相談件数の合計でございます。今お尋ねの一番多いものといたしましては子育て支援センターで、生活習慣、例えば睡眠とかトイレとか、あとは子供の食事とかその辺のことを聞かれることが一番多くて7割ちょっとを占めております。

○伊藤委員 なるほど、分かりました。

あと1点です。

145ページの、これもやはり先ほど、掛布委員とちょっとかぶらんことはないんですけども、いわゆる40人学級とかあったんですけども、学童保育の関係ですね。それがやはりこの課題の中で、今後市採用の支援員の退職が進むと支援単位が維持できなくなる可能性が高まるということだもんですからこの辺りの今後の方向性というんですか、市が考えていることをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○子育て支援課長 学童保育のほうにつきましては、待機児童のことでいろいろ御心配をおかけして申し訳ございません。その実際の原因といたしましては、やはり施設の不足と何よりも支援員の不足ということになります。今後、支援員のほうの確保については難航することが予測されますので今後も支援員の確保については努力を続けたいとは考えておりますけれども、まずは、今、市役所の中に支援員がいないことによって活用できていない学童保育所が幾つもございますので、そちらをまず活用することを最優先したいと考えております。そのためには、今事業として実施しております人材派遣を使ったりとか、将来的には民間委託とかそういったことをさせていただいて今ある施設のほうを活用して、主要施策に書いてあるようなことにならないように進めていきたいと考えておるところでございます。

○大藪委員 成果報告書の122ページです。

令和4年から実際に小学生の利用が、6年生まで拡大されてこれまで3年と

いうことで、ある程度落ち着いてきたと思います。そんな中で、例えば3年間やってみた中でよかつたことが何かあれば、もしくはちょっとやっぱりこういうところは今後課題として改良していかなければいけないなと思われるなどがあればちょっと教えていただきたいと思います。

○子育て支援課長 もう6年生まで拡大してから3年たちます。よかつたことといったしましては、やはり今ある江南市の中で6年生までは少なくとも募集ができるようになったということは、親御さんからの感謝の言葉はいただいておるところでございます。ただし、やはり施設のほう、先ほど申し上げた支援員の不足のこともありますけれども、全員を受け入れることができないというところが一番の課題でございます。ただ、施設さえあれば、8割ぐらいの学童保育所に関しては6年生まで受け入れることは可能ではございますので、先ほどの繰り返しになってしまいますが、民間委託を進めるか、あとは施設が足りないところに関しては民間の学童を誘致したりとか様々な方法が考えられますが、何分予算も絡んでくることでございますので、一つ一つ検討を進めていかなくてはいけないかなとは考えております。

○大藪委員 現在、全地域で全ての学童でやっているわけではないということですね。全部でやっているんですか、学童は全てで6年生まで、これは全部やっているんですか。

○子育て支援課長 市内全学童で、6年生まで募集は、入れるようにはなっています。

○大藪委員 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 決算書の323ページの最上段にあります学童保育の需用費、消耗品費というのが215万7,585円あるんですけども、これは学童保育用の消耗品費というとこれで学童保育用の児童書が買っていただけているんではないかと思うんですけど、この消耗品費の使い方はどうなっていたでしょうか。

○子育て支援課長 こちらの御指摘いただきました消耗品につきましては、おっしゃるとおり学童保育のところで使わせてもらっている消耗品でございます。もちろん御指摘いただいた本とかもございますけれども、工作で使う折り紙とかのりとかそういういた様なものが含まれておりますので、全13学

童で使っている金額がこちらだということでございます。

○掛布委員 非常に学童保育の中の読書環境が、なかなか言葉では言い表せないほど、ちょっと残念な状況で、支援員からも何とかならんのかという、支援員が自ら本を持ってきたりそういう状況とか、ぼろぼろの本がいつまでも置いてあって、読書の時間を持つても、もう同じ本がぼろぼろになっているので子供たちが見向きもしないというふうな声を直接聞いておりますので、ぜひこの消耗品費をしっかりとアップしていただくか、立派な図書館からの配本サービスもしっかりと利用できるように体制を整えて、本当に子供たちがきちんと落ち着いて過ごせるような学童保育の読書環境というのを整備していただきたいという、要望です。

もう一点ですけど、中段のところの役務費で、本会議で議案質疑がありましたけれども、支援員補助人材派遣手数料という471万2,569円、これは人材派遣というかシルバー人材センターからの1人1日2時間のいわゆる安全管理、安全監視のためのシルバーだということで、いわゆる補助員じゃない人を何でこんなもったいなく、補助員にもカウントできないような人材派遣の人をこうやって雇っているのかな、もったいないな、せっかくだったら補助員でカウントできる4時間勤務とか、だって、シルバー人材センターの人は支援員にはなれないけど補助員にはなれるわけですから、なぜそういった補助員でもない人を人材派遣で入れているのかなというのが不思議だったのでお尋ねします。

○子育て支援課長 シルバー人材センターにお願いさせてもらっているのは、今御指摘のとおり支援員の目が届かない部分の見守りの目を増やすということと、あと実際、支援員には様々な業務がございますけれども、その一部の床の清掃とか、もちろんトイレも含みますけれども、そういった清掃のこともやっていただいております。それをやっていただくことによって支援員や補助員の保育に注力する部分の力が増える、そういった部分も期待してやらせていただいております。また、お越しいただいている時間帯は一番子供が多い時間帯でございますので、支援員としては非常に助かっているということでございます。

もし、シルバーのほうから支援員とか補助員になりたいという方がお見え

になれば、こちらに当然申し込んでいただければ喜んで受け入れさせていただきたいと思っております。

○掛布委員 同じ323ページのその下の下のところ、支援体制強化事業ですけど、これまた3時間勤務の事務員を学童保育に入れていただいて、成果報告書の146ページにありますけれども、月によって配置人数が違っていて、2月、3月は8人配置というふうになっていますが、残念ながら課題のところを見ると放課後子ども教室も学童保育もいわゆる事務員をわざわざ、支援員、補助員でもない事務員をわざわざ入れて、システム用タブレット端末を使って欠席とかの連絡をそれで受ける係というふうになるんですけど、ここに書いてあるようにせっかく入れたタブレット端末の使い道がこれだけではもったいない。もっと、いわゆる事務員やタブレット端末をもっとちゃんと有効に使って学童保育内容の充実とか支援員の負担軽減につなげる道というのはあると思うんですけど、この点はいかがでしょうか。

○子育て支援課長 こちらのタブレットでは、今のところはきずなネットというものを使って親御さんとの出欠連絡とかそういったものをさせていただいておるところでございます。今は当然タブレットを使っておりますので、将来的には支援員の出勤簿とかそういったものもこれでやり取りができるようになれば、より事務負担も減ってまいりますので、そういう活用のほうは将来的には考えていきたいと思っております。

○掛布委員 何かしつこいようですけれども、ちょっと事務員の働いていたいている業務内容がいまいち本当に有効な働き方なのかな。これ、支援員、補助員プラス事務員ということで8人、この決算状況では出ているんですけども、さっきの保育管理システムのところにあった、いわゆるお便りをつくって配信するとか、こうだったよというのをお返しするとか、今日どんな出来事があったかという記録もされていない。だから一日一日、事務員がいらっしゃるのに学童保育の結果がデータで残っていない、手書きが残っているだけで保護者にお返しする学童保育のお便りもないし、学童保育の日誌もない。だから、もうちょっとこの働き方をちゃんとしていただきたいと思うんですけど。

○子育て支援課長 今のタブレットの使い方として、活用して助かっている

なということは今申し上げた出欠連絡、あとは実際の学童保育所の施設とかが壊れているところの画像を直接送ってもらったりとか、そういうことでも少しずつですけれども活用の幅は広げていっておりますので、今委員がおっしゃっているようなことも、もちろんそういうふうに使えるのがベストでございますので、そういう活用の方法については今後も検討をしていきたいとは考えております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、続いて健康づくり課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 それでは、議案第90号 令和6年度江南市一般会計歳入歳出決算認定について、健康づくり課の所管について御説明申し上げますので、事項別明細書の54ページ、55ページをお願ひいたします。

初めに、歳入でございます。

上段の14款1項1目1節総務管理使用料、備考欄、健康づくり課所管の布袋駅東複合公共施設使用料、以下4件でございます。

3枚はねていただきまして、61ページ上段をお願ひいたします。

14款2項3目1節保健衛生手数料、備考欄、健康づくり課所管の休日急病診療所診療収入、以下5件でございます。

1枚はねていただきまして、62、63ページ中段をお願ひいたします。

15款1項2目1節保健衛生費負担金、備考欄、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金、以下3件でございます。

1枚はねていただきまして、64、65ページ中段をお願ひいたします。

15款2項3目1節保健衛生費補助金、備考欄、健康づくり課所管の疾病予防対策事業費等補助金、以下5件でございます。

1枚はねていただきまして、66、67ページ下段をお願ひいたします。

15款4項3目1節保健衛生費交付金、備考欄、健康づくり課所管の子ども・子育て支援交付金、以下2件でございます。

1枚はねていただきまして、68、69ページ下段をお願いいたします。

16款1項2目1節保健衛生費負担金、健康づくり課所管の未熟児養育医療給付費負担金でございます。

1枚はねていただきまして、70、71ページ下段をお願いいたします。

16款2項3目1節保健衛生費補助金、健康づくり課所管の健康増進事業費補助金、以下6件でございます。

3枚はねていただきまして、76、77ページ上段をお願いいたします。

17款1項1目1節土地建物貸付収入、健康づくり課所管の土地貸付収入でございます。

次に、17款1項1目2節使用料及び賃貸料、健康づくり課所管の布袋駅東複合公共施設自動販売機設置場所貸付収入でございます。

1枚はねていただきまして、78、79ページ上段をお願いいたします。

18款1項1目1節総務管理費寄附金、健康づくり課所管の寄附金でございます。

2枚はねていただきまして、82、83ページ中段をお願いいたします。

21款5項2目6節健康診査等実費徴収費、健康づくり課所管の健康診査実費徴収金でございます。

2枚はねていただきまして、86、87ページ下段をお願いいたします。

21款5項2目11節雑入、健康づくり課所管の公衆衛生実習指導業務委託費、以下9件でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

少し飛んでいただきまして、124ページ、125ページをお願いいたします。

2款1項7目布袋駅東複合公共施設費、備考欄中段の布袋駅東複合公共施設維持運営事業でございます。

大きく飛んでいただきまして、218、219ページをお願いいたします。

4款1項1目健康づくり費、備考欄、人件費等から進んでいただきまして233ページの備考欄の上段、保健センター維持運営事業の次世代自動車導入事業まででございます。

補足説明はございません。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○伊藤委員 成果報告書の192ページの、これはマイレージの関係なんですが、成果の状況の中でカードの交換者数が雨マークになっていますよね。これって交換は当然するんですけども、アプリのみになって交換はされていない方もいるということでいいんでしょうか。その辺りの人数というのは把握できているんでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 健康マイレージアプリによる優待カードの交換者数の実績が91人で、目標の200人を達成していない状況となっております。

アプリの登録者数、利用状況、令和6年度はアプリの登録者数が411人で、紙のポイントカードが134人で、545人の参加となっておりました。令和5年度と比較しますとアプリのほうは239人から順調に増加している一方で、紙のポイントカードのほうは205人から134人に減少している状況です。運営経費の縮減とか職員の事務負担の軽減などを考慮して、今後はアプリのみでの利用促進といったところを現在考えておるところでございます。

参加賞のほうについては、令和5年度が444人に対して令和6年度が545人というような形で101人増加しておるので、影響は大きくないものと考えておりますが、今後もマイレージ事業が本人の健康行動に寄与するような形で運用できるように、また交換者数が多いほかの自治体の取組も研究しながら参加者を増やせるような方策を検討していきたいと考えております。

○伊藤委員 分かりました。

この前、アピタ江南西店で、消防の救急フェアと一緒にやっていたような気がするものですから、またそうした取組をしっかりとやっていただきたいと思います。

それと次のページ、194ページなんですけれども、これは私も高齢者なものでちょっと聞きたいんですけども、高齢者用肺炎球菌の接種率とか帯状疱疹の接種率、これは非常に悪いんですけども、節目、節目というか50歳、65歳とか75歳とかいろいろあると思うんですけども、節目で受けられない方が途中の年齢、61歳とか62歳とか63歳とかそういう人々は拾ってもらえ

ないということなんですか、補助金は出ないということなんですかね。確認なんんですけど、すみません。

○健康づくり課長兼保健センター所長 高齢用者肺炎球菌ワクチンを満65歳で接種せずに今後接種を希望する方については、75歳以上の方及び65歳以上75歳未満で心臓とか腎臓、呼吸器または免疫機能に障害を有する身体障害者手帳1級相当の方を対象とした高齢者の肺炎球菌接種助成で接種することが可能となっております。なお、対象とならない年齢での接種は全額自己負担での接種というような状況となります。

○伊藤委員 分かりました。間の年齢というのは自己負担ということですね。分かりました。5年に1回だけは拾ってもらえるというか10年に1回ですよね、拾ってもらえるということですね。分かりました。

あと、ちょっと気になるのは235ページの、これも帯状疱疹ワクチンの予防接種率が非常に悪いということで、助成率も悪いということで、その分析をされているのかとか、その隣のページ、234ページのこれはインフルエンザの関係なんですけれども、中学3年生と高校3年生の方が、相当者ということなんですけれども、非常に助成率が悪いということで、この辺りはもう少し多いような、私は感じているんですけども、その辺りの分析というのはどのように考えてみえますでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 初めに、235ページの帯状疱疹ワクチンの接種のほうですけれども、目標を2%という設定をしておりますが、この接種率はさきに先行導入していた自治体の接種の状況を参考にして、対象者の2%が接種していたという状況がありましたのでその目標を2%としました。実績がこちらは0.96%で、1%弱になるんですけども、未達の状況になっております。その要因としては、多くの自治体が2回接種が必要な不活化のシングリックスのワクチンの接種に対して2回助成しておりますが、江南市は1回しか助成していないといったところがあります。また、令和7年度より65歳以上の方は定期予防接種の開始がされるといったようなことが報道などでも発表されましたことから、対象となる年齢までに接種を控えようとするような方が一定数いたものと考えている状況であります。しかしながら、今後も接種を希望する方が必要な時期に接種が受けられるよう、新た

に50歳を迎える方に対しましては、帯状疱疹ワクチンの助成の案内通知を送付させていただきまして、またホームページなどでも周知啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に、234ページのインフルエンザの助成、中学3年生と高校3年生のところになりますが、こちらは中学3年生相当でまず話をしますと、令和4年度が329人、令和5年度が372人、令和6年度が379人、高校3年生だと、令和4年度が307人、令和5年度は少し減りまして251人、令和6年度は330人というような状況となっております。

こちらのほうですけれども、インフルエンザの予防接種の助成制度は、自治体が実施するものほかに各種保険者の方々が助成をしたりとか、また企業の福利厚生として助成を実施するものがあり、助成額についても市の1,000円を上回るものもあります。これらの助成制度を利用して接種費用の全額の助成を受けられた方は市の制度を利用する必要がなくなるため、これまでの利用実績を踏まえて今後も予算のほうを確保して、適切な執行に努めてまいりたいと考えております。

○伊藤委員 分かりました。よろしくお願ひいたします。

あと1点なんですか、休日急病診療所の関係なんですか、これは、特に年末年始の関係なんですか、一般の方から非常に電話がつながりにくいということとか、すぐいわゆる定員がいっぱいになってしまって、やむを得ず江南厚生病院に連絡して行ったという話をよくお聞きするんですけれども、電話がつながらないということは電話の本数が少ないので、対応される方が少ないのか、またすぐいっぱいになるということで、いわゆる受入れ枠、その辺りの人数をちょっと知りたいのと、どうしてそのような形になっているかということを把握してみえるかということをちょっとお聞きしたいです。

○委員長 時間かかりますか。

[「休憩してからでもいい」と呼ぶ者あり]

○委員長 議事の途中でありますが、暫時休憩いたします。

午後2時51分 休憩

午後3時07分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

先ほどの伊藤委員の質問に対する答弁をお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。

まず休日急病診療所の通常の受付体制ですけれども、事務員が1人、医療事務スタッフが2人、看護師が3名で受付応答をやっております。

インフルエンザの流行期、年末年始におきましては、医療事務を2人から3人にして、また看護師のほうを3人から4人にして応対をしております。

しかしながら、休日急病診療所の電話回線というものは1回線1チャンネルというような形でしかありませんので、1通話が、ずっと通話中になりますと、話し中でつながらないといったような状況もございます。

そうした中、少しでもこの通話の時間が短くなるようにという形で、以前は代表電話で発熱患者とのやり取りをしておりましたが、携帯電話を購入しまして、直接発熱患者との聞き取りなどをするような体制をつくりましたので、こちらの話しにくい状況というのは、現在も変わりはないんですけども、今はコロナのほうが5類になったというような形で、直接来院していただいても構わないというような状況で対応をしておりますが、やはり人手が足らない状況には変わらないもんですから、年末年始、課長、私自らが出勤して当日の患者の対応をしているというような状況がございます。最少の経費でといったところで、やはり患者とのトラブルが発生すると責任者を出せという決まり文句がありますので、そういったところの対応を我々市の職員が対応しているといったところもございます。

しかしながら、発熱症状があって1日経過していない状態で、抗原検査キットを使ってインフルエンザとコロナの検査を同時にやっておりますけれども、やはり8時間以上経過していない状態で検査をしても正確に出ないというようなところがありますので、そちらのほうはなるべく発熱してから24時間経過した頃に御来院されると正確に診断できますよというような話を電話対応の中でしていただいて、どうしても見てほしいという場合は、お待ちいただきますけれどもお願いしますというような協力を求めてやっているのが

状況であります。

○伊藤委員 1日のキャパというのか、何人受け入れる体制になっているんですか。その部分もちょっと聞いたんですけども。

○健康づくり課長兼保健センター所長 まず医師の働き方改革といったような配慮が必要になってきますので、一つの目安として午前20人、午後20人の40人というような形で基準を設けておりますが、年末年始につきましては午前20人のところを35人、午後も35人というような、1日70人を処理するというような形で対応をしております。

○伊藤委員 分かりました。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○長尾委員 決算書の125ページをお願いします。

布袋駅東複合公共施設維持運営事業の光熱水費、電気使用料が今年642万6,699円と出ているんですけど、昨年、令和5年度の実績520万円で、1年で、特に運用が変わったという話は聞いていない中、120万円電気代が上がっていっているんですけど、この要因、分かりますでしょうか。

また、多分これ図書館、保健センター、地域交流センター、全部まとめてここに上がっていると思うんですけど、それぞれ施設ごとに内訳って分かりますか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちらの布袋駅東複合公共施設の光熱水費につきましては、共用部のエスカレーター、エレベーター、トイレなどの対象の電気、水道、下水道使用料となっております。

令和6年度の11月30日までは中部電力との契約をしておりましたが、令和6年12月から岐阜電力のほうに契約を変えました。中部電力のほうが毎月15日締めでしたが、岐阜電力は毎月月末締めというようなところがありましたので、令和5年度と令和6年度では対象期間、令和5年度が令和5年4月1日から令和6年3月14日までの349日で、令和6年度は令和6年3月15日から令和7年3月31日までの382日となりまして、令和5年度と比較すると日数が33日増えたことが増加した要因と考えています。

○長尾委員 すみません。単純計算してみてください。33日増えて120万円増えたって、どんな比率ですか。

○委員長 暫時休憩いたします。

午後3時15分 休憩
午後3時16分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。

先ほどの長尾委員の質問に対する答弁をお願いいたします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちら令和5年度との比較の中で、やはり対象日数が33日増えたことが一つの大きな要因ということには変わらないのかなというのが健康づくり課としての所感でありますので、また令和6年度と令和7年度を比較して明らかに増えておるというような状況になると、何らかの、来場者数の増加だとか、そういったことが要因になるのではないかと考えられますが、実数的なところの令和7年度と令和6年度、令和5年度と令和6年度の違いの中で、やはり年々夏場暑くなってきてているという状況もありますので、冷暖房の設定温度というか、そういったところの影響も出てくるのではないかということを増加の一つの要因として、ほかにあるのではないかと考えております。

○長尾委員 非常に納得できません。この状態で決算を承認しろと言われるのは非常に乱暴な回答に聞こえるんですけど。内容は分からんけど、来年にならんと分からんから今年承認しろと、今言われましたよね。とても信じられない答弁なんですけど、やはりちょっと納得いかないので、月別で要は使用料がどれぐらいかかったかとか、分かりますよね、毎月払っているんで。それのやつで出してください。

○健康づくり課長兼保健センター所長 まず4月が1,001万7,036.1使用量があります。電気料金が45万4,999円。5月分が1万2,234.2で金額が37万1,273円、6月分が……。

[発言する者あり]

○健康づくり課長兼保健センター所長 こちら今、令和6年度の数字を報告させていただいていますが、6月分が1万4,539.2に対して43万1,132円で、7月分が1万7,924.5に対して53万692円、8月分が2万6,413.7に対して74万9,155円で、9月分が2万4,394.4に対して65万2,765円、10月分が1万

8,234.4に対して51万3,557円で、11月分が、まず中部電力になりますけれども1万2,738.5で38万7,255円で、11月分の岐阜電力分として追加があります。こちらが7,818.5で24万9,031円、12月分が1万7,759.7で47万253円、1月分が2万2,946.1に対して55万409円、2月分が2万3,766.1に対して57万1,299円、3月分が1万9,253.2に対して49万4,879円という電気使用料を令和6年度は支出したところでございます。

令和5年度のほうがちょっと今手持ちに資料がないので、後ほど答弁させていただければと思います。

○委員長 長尾委員、よろしいでしょうか。

後ほど当局から答弁があるということです。

ほかに質疑はございますか。

○掛布委員 ではお聞きします。

成果報告書の230ページ、231ページのところに、がん検診の受診率などが書いてあります。令和7年度から、改善点として受診の期間、期間のちょっと漢字が間違っているんですけど、期間の延長を実施していただくということなので、受診率の向上は図られる、少しはよくなっていくと思うんですけども、全般的に少しずつ伸びてはいるんですけども、他市町と比べると料金、自己負担金がさほどそんな違うわけでもないのに受診率がなかなか江南市の場合振るわないという実態があって、県内比較すると、とんでもなく2桁いっている、あるいは20%も受診率がある自治体もあって本当に驚くんです。

やっぱり全般的に受診率が低いということは、どう改善される、何かそういう高いところをちょっと学んでいただきたいと、もう一点、230ページの表の上のところにマンモグラフィーの検診車が置けないので、保健センターのところには。造る前は置けるはずだったのに、できたら置けなくなっていたという話。マンモグラフィーが置けるすいとぴあ江南まで検診車を持っていって、すいとぴあ江南まで足を運んでもらわないと集団検診ができないというようなことで、これも何とか、例えばウィステリアプラザができた暁には、少しでも真ん中の、市の中心部に検診車を移動させて、受診率が少しでも上がる

ようにはできないのかなあと思うんですけど、この点はどうでしょうか。

○健康づくり課長兼保健センター所長 まずがん検診の受診の状況について、伸びるようにするための方策の一つとしまして、まずは令和7年度からになりますが、6月16日から12月27日までといった実施期間の延長というような方策で、対象者の人に受診の機会を多く与えるというようなところで取組を進めています。

そうした中、8月の請求で前年度は1,600万円程度であった請求が今年度は1,800万円ぐらいとなりましたので、早めに受診された方が多かったかなというところと、逆に、9月の請求が増えていればよかったですけど、9月の請求が1,600万円だったところが1,400万円ぐらいに減るような予定ということを今推計しておりますので、実施期間の拡充といったところが受診率の向上につながっているかどうかといったところは、やはり今年も前年よりも暑い猛暑の日が続いているというような状況で、受診行動につながっていないところが一部ありますので、今後涼しくなってくる時期について、受診勧奨といったような形で案内をしていきたいと考えております。

あと乳がんマンモグラフィーの検診車を布袋の $t \circ k o^+ t \circ k o^- l a b o$ で置けないというようなところにつきましては、すいとぴあ江南の多目的ホールを借りてやる方法で現在運用しておりますが、大きく場所をすいとぴあ江南に変えたところから3年近くが経過しまして、市民の皆様からは、北部地域の方からは検診場所が近くなったというメリットもありますし、特に交通手段も市の公共交通の、市のバスもあるというような形の場所を確保して運用しておりますので、また今後、すいとぴあ江南の運営の方針なども考慮しながら、また市民の方が中心部で受けられるような、そういうところを今後検討していく必要があるものと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようではありますので、先ほどの答弁をお願いします。

○健康づくり課長兼保健センター所長 令和5年度と令和6年度の共用部のところの使用ワット数の比較の報告を今からさせてください。

令和5年度の共用のところの4月が4,324.2キロワットアワーに対して令和6年度が1万5,285.5で、5月が令和5年度が1万630.6キロワットアワーに対して1万174.2、6月が令和5年度が1万2,516.1キロワットアワーに対して令和6年度が1万2,815.6キロワットアワーで、7月が1万5,334.4キロワットアワーに対して令和6年度が1万6,029.1キロワットアワー、令和5年8月が2万1,728.8に対して令和6年度が2万3,968.3、令和5年9月が1万9,745.2に対して令和6年度が2万2,395.9、令和5年10月が1万4,580.0に対して1万6,339.4、令和5年11月が1万6,648.6に対して11月が1万754.6、12月が1万5,557.6に対して1万5,364.9、1月が1万5,161.0に対して2万646.5、2月が2万1,118.7に対して2万1,573.9、3月が1万7,269.1に対して1万7,202.1というような状況でございました。

○長尾委員 今の話を聞くと、月によって多い月もあるし減っている月もあるじゃないですか。トータルで、だから今だと15%ぐらいトータルで増えたという話なんだけど、別に運用として変わったわけじゃないと思っていて、そこで何でそんなでじごじが月別に、先ほど11月以降契約が変わったところは当然ずれは出ると思うんですけど、前半の部分でいくと、例えば4月だと減っているほうだったし、じゃなかった。大量に増えていたんだ。あれは去年の4月、令和5年4月が開業だったので、開業の最初のスタート、立ち上がりで少ないかなというのは何となく納得ができるんだけど、そこ以外のさつきのでじごじが分からなくて。

でも、先ほど言ったように運用は変わっていないですね。運用が変わっていない中で、先ほどちょっと来館者数が、利用者によってという話もあつたんだけど、そこでも平均して月10万円の差額が出るというのは何かなあとというのが、ちょっと納得感があまりなくて、だから運用が変わったとか、そうやって期間が変わったというならいいんだけど、何となくまだすごくもやもやしていて、要は先ほど言ったように、また来年、実はもっとまたさらに1割上がりましたとか、じゃあ実質どんだけ値段上がっていくのかというのが気になるところでございまして、まあいいや、そこは置いておいて。すみません、じゃあ別の質問をさせてもらっていいですか、共用部。

○健康づくり課副主幹（野中） すみません。

実際には、最大ワットアワーによって基本使用料のほうが変わりますので、そこから金額が一気に上がる、基本使用料が上がって金額が上がってきたということも考えられる部分の一つにはなります。

○長尾委員 すみません、最後の確認だけです。

共用部と言われたんですけど、図書館とか保健センターとかというのを個別に、図書館の中は図書館分として生涯学習費のほうで出ているんですか。たしか電気代を見たらそこに載っていなかったので、全部がここに載っかっていると思っていたんですけど、各施設ごと、例えば地域交流センターだけで出ているとか。

共用部だけだと、じゃあ $t \circ k o + t \circ k o = l a b o$ は一体総額でどれだけの電気代がかかっているんだというのが不安になっちゃうんですけど、もう一回教えてください。

○健康づくり課長兼保健センター所長 保健センターの電気料については、4款の健康づくり費のほうで支出をしております。あと地域交流センターは企画課のほうが支払いをしているような形です。あと子育て支援センターについては子育て支援課が支払うような形で、図書館については生涯学習課のほうで支払いをしておりますので、それぞれの電気メーターのほうを個別につけておりますので、そのメーターを集計して支払いをしていただいているというような状況でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、続いて教育部教育課について審査します。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 それでは、教育課の所管につきまして、該当箇所を説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

決算書の58、59ページをお願いいたします。

上段でございます。

14款1項7目教育使用料、1節小学校使用料は、学校施設目的外使用料

(電柱)はじめ4項目でございます。

その下、2節中学校使用料、学校施設目的外使用料(電柱)はじめ4項目でございます。

次に、64、65ページをお願いいたします。

下段、15款2項6目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金は、要保護児童就学援助費補助金はじめ5項目でございます。

その下の2節中学校費補助金は、要保護生徒就学援助費補助金はじめ5項目でございます。

次に、68、69ページをお願いいたします。

上段、15款4項5目教育費交付金、3節小学校費交付金は、学校施設環境改善交付金でございます。

その下、4節中学校費交付金も学校施設環境改善交付金でございます。

次に、72、73ページをお願いいたします。

中段やや上、16款2項6目教育費県補助金、1節教育総務費補助金のうち、右側備考欄、教育課所管は、放課後子ども教室推進事業費補助金はじめ4項目でございます。

次に、74、75ページをお願いいたします。

中段、16款3項6目教育費委託金、1節教育総務費委託金は、キャリアスクールプロジェクト事業委託金はじめ3項目でございます。

次に、76、77ページをお願いいたします。

中段、17款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金のうち、右側備考欄、教育課所管は、江南市横田教育文化事業基金利子はじめ2項目でございます。

次に、78、79ページをお願いいたします。

中段やや下、19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金のうち、教育課所管は、江南市ふるさと応援事業基金繰入金はじめ4項目でございます。

次に、86、87ページをお願いいたします。

21款5項2目雑入、11節雑入のうち、右側備考欄、上段、教育課所管は、小学生平和教育研修派遣事業費負担金はじめ2項目でございます。

次に、90ページ、91ページをお願いいたします。

上段、22款1項7目教育債、1節小学校債で学校施設改修事業債、その下2節中学校債、学校施設改修事業債でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、310、311ページをお願いいたします。

上段、10款1項1目教育支援費でございます。

次に、316ページ、317ページをお願いいたします。

中段やや下、10款1項2目教育環境費でございます。

次に、324、325ページをお願いいたします。

上段、10款2項1目小学校費でございます。

次に、332、333ページをお願いいたします。

中段、10款3項1目中学校費でございます。

教育課所管については以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○伊藤委員 これはちょっと教育長にお聞きしたいんですけども、実際、成果報告書の129ページ、いじめ・不登校対策事業ということで、江南市としては喫緊の課題であると私は思っております。厚生文教委員会の研修会も今度、不登校対策の研修を行う予定にしております。

この後また議題に出ますけれども、そうした中、それを解決するために、校内の教育支援センターを順次開設されていますよね。現在3校で、今度は布袋北小学校ということで、いろいろ対策を考えておられる状況なんですねけれども、これ1年に1校の順次となりますと、まだ6年かかりますよね。そうしたことであれってもう少し早く、1年に1校じゃなくて、もっと早くこの対策を、支援センターを造る意向は教育長にはあるのかどうか、その辺りちょっとお聞きしたいです。

○教育長 今お尋ねいただきました件については、学校現場のほうも、校内教育支援センターの必要性については強く要望しているところがございますので、当教育委員会におきましても、できるならば本当にスピード感を持つ

て全小学校に早く設置をしたいと望んでいるところでございます。

○伊藤委員 ありがとうございます。以上でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員 備品の関係をちょっとお尋ねしたいんですけど、ずっと過去をちょっと繰ってみると、必要な関係としては、備品の中で、特に最近新聞に載っているようなカメラの関係、監視カメラとかそういうものの関係について、予算要求等がされているところが見つからなかつたんですが、何か別の項目で載っているのか、それとも実際に予算要求はなかつたのか、その辺ちょっとまず1つお答えいただけますか。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 まずカメラの設置状況だとか、財源についてお答えさせていただきます。

市内小学校10校、中学校5校で、まず小学校につきまして合計で31台設置をしております。そのうち、布袋北小学校については防犯カメラの設置はない状況となっております。中学校につきましては、合計で25台の設置を確認しております。

財源につきましては、現在教育委員会で把握しているものにつきまして、寄附で受けたものが35台で、市費で購入したもの6台で、古いためちょっとどういう、市費で買ったのか寄附を受けたのか分からぬという不明のものが15台ということになっております。

市費で6台、先ほど買いましたという御答弁をさせていただいたんですが、これにつきましては、もともと寄附を受けて設置していまして、それが故障とかになりまして市費で買い換えたというものになりますのでよろしくお願いします。

○大藪委員 ちょっと分からぬところがあつて、その寄附を受けたものに対して私費になったというのがよく分からなくて、もし寄附を受けたものに対して故障すれば、これ予算要求すれば出てくるんじやないですか。これなぜ私費になっていくのか。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 市費で購入したものについては学校施設管理事業、こちらのほうで修繕費として修理をしております。

- 大蔵委員 修繕費として要求があったから、それで出しているということ
で、理解でいいですか。
- 教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 はい、そのとおりです。
- 大蔵委員 実際にこの不明というものに関してですが、これは稼働してい
る、していない。
- 教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 まず小学校の31台、先
ほど申し上げたんですが、そのうち3台が故障しております。中学校の25台
と先ほど申し上げたんですが、そのうち1台が今故障している状況です。
- 大蔵委員 実際、いろいろ記事を読んでいると、ほとんどきちっと予算要
求されたとか修繕等で出ているんですが、本来これ学校側が私費で購入して
設置するということは本来あってはならないというふうに僕は理解している
んですが、これはどのように我々は理解したらいいのかというところなんで
すけど、答えられるところで結構です。一般質問になってしまふといけない
ので、ここで答えられることを答えてください。
- 教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 学校で業務上必要な備
品だとかいうものについては、当然ながら学校のほうから必要だということ
を要求を受けて、予算立てをして購入していくということが原則というふう
に考えております。
- 大蔵委員 そうなりますと、僕らがちょっと矛盾を感じるのは、これ多分
教育長かどなたかが答えられた新聞記事に対して、犯罪を防ぐためにこのカ
メラを設置したということになるんですよね。防犯ということですよね。防
犯ということならば、犯罪を誘発するような、誰にも言わずに取り付けたと
かという話も新聞の中で出ていますよね。ちょっと矛盾が出てくるんですけど、
それはどうなんでしょうか。

[「暫時休憩して」と呼ぶ者あり]

○委員長 暫時休憩します。

午後3時48分 休憩
午後3時48分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○大蔵委員 そのことに関しては、またぜひにでも、一般質問になってしま

うといけないので、一般質問じゃなくてもいいですから、全員協議会などで結構ですので、そのことが防犯にならないかどうかということでお答えいただけることをお約束いただいて、ぜひとも今後、要望ですよ。要望で、防犯としてのカメラをきちっとつけていただければ、我々もこれ例えば予算だとか決算などで、私は多分全員が防犯カメラは誰も反対しないと思うんですよ。反対するものではないと思うので、その辺だけひとつよろしくお願ひします。要望です。結構です、それで。

○委員長 要望として、お願ひいたします。

ほかに質疑はございませんか。

○掛布委員 成果報告書で、先ほどもありましたけど、129ページの校内教育支援センター、令和6年度は門弟山小学校につけましたということなんですが、令和7年度から布袋北小学校の校内教育支援センターがもう稼働しているというふうに私認識したんですけど、ということは令和6年度中にも布袋北小学校の校内教育支援センターの整備工事というのはやられていないといけないんですけど、どこにも決算に出てこないんですけど、それは一体、布袋北小学校の整備費はどこに行っちゃっておるんでしょうか。

○教育課管理指導主事 布袋北小学校のスタートにつきましては、4月当初につきましては、指導員が4月1日からの任用ということもありまして、その4月の前半の期間のところで整備をしまして、併せて校内での共通理解を図った上で募集を行っていったと、そういう期間が4月の頭にございました。

○掛布委員 それで布袋北小学校のは令和6年度決算に出てこないということなんんですけど、この門弟山小学校、令和6年度決算をはじめ今まで設置された古知野東小学校、宮田小学校、布袋北小学校もそうですけど、校内のどこに校内教育支援センターを造られているのでしょうか。

それともう一つ、校内教育支援センターに専任の会計年度任用職員を置いていただいたのか、いただくことになったのか、ちょっとその辺の年度の切り替わりが分からぬんですけど、校内教育支援センターに張りついていただく会計年度任用職員の資格、どのような資格を持たれた方がそこに従事されているんでしょうか。

○教育課管理指導主事 まず教室ですけれど、学校のほうと相談をして、

例えば教室に入りにくい子たちが、教室に近いところだと分かってしまって行きにくい、そんな状況もあったりしますので、少し離れた体育館の一部の部屋を用意するという学校もあります。

それから逆に、空いている空き状況もあるんですけど、学校によって、全く交流がないのもちょっと、今度復帰等が難しくなるのではないかということもあって、例えば音楽室の近く、少し普通教室とは離れている場所ですけれど、そういうった場所に設置しているところもあり、学校によって様々また考え方もあります。それから、教室の空き状況もどうしてもありますので、それぞれの学校によって様子が少し違うところがございます。

それから、各学校につきましては、市の会計年度任用職員の指導員が配置をそれぞれされております。今年度、4校で開設しておりますので、4校に会計年度任用職員がそれぞれ1人ずつ配置されているところです。

なお、資格につきましてですけれど、特別な資格ということは条件にはございませんけれど、やはり不登校の子供たちに対応していくのにはある程度の経験が必要だということもありますので、面接のときにその辺りは判断をさせていただいております。実際には、元教員とか、それから元心の教室相談員とか、経験のある方にやっていただいているのが現状になります。

○掛布委員 それで勤務時間は何時間に設定されていたのでしょうか。

○教育課管理指導主事 校内教育支援センターの指導員につきましては、8時半から16時までのうち5時間、年間975時間という時間の中で、こちらにつきましてもスタートと終わりの時間につきましては学校と相談をして5時間の勤務というふうにしております。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 決算書の311ページの中ほどに、安全・衛生事業として報償費、産業医謝礼ということで180万円というすごい私にとっては高価な産業医の謝礼があるんですけども、これは恐らく先生方の在校時間の把握などをやられた結果、在校時間がそれこそ週に40時間とか45時間とか超えている問題ありという教員に対して、指導というか産業医の手当をされていると思うんですけど、実際在校時間の把握、令和6年度はタイムカードも設置されたはずなんんですけど、平均の在校時間は出ておりますでしょうか。小学校で平均

何時間だった、中学校で何時間だったという、教えてください。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長　　すみません、今手持ち資料がございませんので、後ほど報告させていただきます。

○掛布委員　　戻っていくんですけれども、産業医の指導を受けられたケースというのは何件かあったんですよね、何件ほどあったんでしょうか。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長　　令和6年度につきましては、面談を受けた方がお見えになりません。

○掛布委員　　ゼロだけど180万円はお支払いしたよと、そういうことなんですね。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長　　こちらがですね、労働安全衛生法により、常時50人以上従事者が使用する事務所に設置する義務があるということで配置をしている状況です。

○掛布委員　　先生に穴が空くというのがすごく問題になっていて、年度当初に教職員が、担任がいないとか、先生が足りないとかいうことがかなり問題になって、またそこを何とか埋めても年度途中で産休、病休、いろいろ発生して、またそこで穴が空くと、どんなふうに対応されるか、各校長先生が大変御苦労なさってすり減っていくというようなこともちょっと聞いているんですけど、江南市、令和6年度について、教員の不足状況というのはどのようだったんでしょうか。年度当初と途中の状況と教えてください。

○教育課管理指導主事　　年度当初につきましては、基本的に穴が空いているという状況はほぼなかったです。

　　ほぼといいますのは、具体的な数字をいうと2名ほどは令和6年度のスタートについては、要は当初充てられるべき枠としてはあったんですけど埋まらなかつたと。ただし、これについては、例えば担任の先生であるとか、そういった先生が埋まらなかつたわけではないという状況ではあります。

　　また、年度途中につきましては、やはり先ほどおっしゃられましたようにお休みに入られる、産休、育休とも含めてお休みに入られる方がお見えでありましたけれど、なかなか代わりにいわゆる常勤の先生を見つけることは大変苦労をしました。全てが常勤でカバーできるわけではございませんでした。その代わりに、非常勤の先生方に入っていただいて、授業についてカバーを

していただけた体制を整えたというのが昨年度の状況であります。

また、令和7年度につきましては、スタートでは未配置はなかったわけですが、年度途中の状況については変わらないという状況で、お休みになる方については常勤で埋めることはできずに非常勤の方に授業分を持っていただく、そういう苦労をそれぞれの学校でしていただいているのが現状であります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○大藪委員 ちょっと確認なんんですけど、成果報告書の98ページのインターナシップの関係です。

職業体験なんですけど、現在はこれ、あれですか。子供たちは市内の企業、市外市内問わず、どちらですか。

○教育課管理指導主事 市外も含まれております。

ただ、江南市のほうで職場体験の実行委員会を開いておりまして、市内で共通のリストを作っておりますので、江南市の職業体験が可能な場所を主なところとして共有しているわけですけど、市外も含めてできる限り多くの選択肢が子供たちが持てるよう努めているところです。

○大藪委員 恐らく令和5年度から再開ですので、まだきちっとそろっていない状態だとは思うんですけども、ちょっとあるところから聞いた話が、高齢者施設とか、そういう施設があまりにも多過ぎて、希望するのになかなか希望のところへ行けないというような声がありまして、これはこれから改善されるという理解でよろしいですか。

○教育課管理指導主事 先ほど申し上げました実行委員会の中に、例えはライオンズクラブの方であるとかロータリークラブの方であるとか、青年会議所の方であるとかも委員として参加をしていただいておりますので、そういうところにも要請をしながら、新しいところの業種であったり店舗の開拓等を御協力いただいているところでございます。

○大藪委員 そういう新たなところへの展開をされてみえるというんですけど、他市町を聞いてみるとやっぱり議会なんかにもインターンシップを依頼しているような市があるので、私も今回は高校生やったんですけど、中学生なんかもいいなあと思っているんで、議会に何の仕事もないというのは

ちょっと寂しい。これも職業ですので、ぜひともまた要望をお願いします。
以上です。

○委員長 要望ですね。

ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 決算書の325ページの一番下段、学校補助教員配置事業、これは小学校、中学校のほうは335ページの上のほうですけど、中学校の学校補助教員配置事業とあるんですけど、今補助教員は各校1人もいらっしゃらない、何か足らないなと思うんですけども、補助教員がどういう仕事に配置されているのか。少人数授業とかチーム・ティーチングとかあるんですけど、主にどのような働き方、授業の補助をやっておられるんでしょうか。

○教育課管理指導主事 今おっしゃられましたように、いわゆる少人数指導等を中心に行っております。

少人数指導といいますと、チーム・ティーチングも含んでの少人数指導を行っていただいているというふうに、今の現状になっております。

○委員長 質疑も尽きたようでございますので、続いて学校給食課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 それでは、学校給食課所管について、該当ページを説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

決算書の58、59ページをお願いいたします。

上段でございます。14款1項7目教育使用料、4節保健体育使用料は学校給食センター目的外使用料（電柱）はじめ3項目でございます。

次に、82、83ページをお願いいたします。

下段の21款5項2目雑入、9節学校給食センター給食費徴収金は、小学校児童職員徴収金はじめ4項目でございます。

次に、86、87ページをお願いいたします。

21款5項2目雑入、11節雑入のうち、学校給食課分は廃食用油売扱収入はじめ5項目でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

大きくはねていただきまして、362、363ページをお願いいたします。

中段、10款5項2目学校給食費でございます。

学校給食課所管については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 成果報告書の127ページに新学校給食センター整備等事業のモニタリング業務委託について書かれているんですけれども、これは工事の進捗管理のモニタリングということなのかなと思うんですけど、具体的にどのようなことをやられたのかということと、これセルフモニタリングなのか、どういう形のモニタリングだったのかということと、その実施内容のところに施設整備協議会を毎月1回、12回開催したというのは、ちょっとこれ何だろうなという、ちょっと分からぬので内容を教えてください。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 新学校給食センター建設に伴っての委託を出しておりまして、整備を進めるに当たって委託したコンサルから支援、助言を行っていただくものになります。

例えば、毎月1回、協議会を開いておりましたが、昨年の状況でいいますと今年度、令和7年9月に供用するに当たって、そこの例えは基本設計だと実施設計の確認というものを民間事業者、各SPCの企業に参加している事業者が集まって、それぞれの進捗状況を確認し合うというようなものになっています。

○委員長 ほかに質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、続いて生涯学習課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○教育部長 生涯学習課の審査をしていただく前に、1点御報告がございます。

令和6年度決算に係る主要施策の成果報告書の記載に誤りがございました。具体的な訂正箇所について御説明申し上げますので、成果報告書の130ペー

ジをお願いいたします。

ひとつくり分野の事務事業名、集会所建築費補助事業につきまして、2の実施内容及び3の取り組みにおける課題のうち、文章中に「一般社団法人」となっておりますが、正しくは「一般財団法人」でございます。

また2の実施内容の建築概要のうち、建築場所「江南市木賀東町区新塚75番地1」となっておりますが、正しくは「江南市木賀東町新塚75番地1」で区が余分でございますので削除でお願いしたいと思います。おわびして訂正をさせていただきます。

なお、定例会の最終日に議場におきまして、私から改めて訂正の報告をさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。大変申し訳ございませんでした。

○委員長 では、補足説明をお願いいたします。

○生涯学習課長兼少年センター所長 それでは、生涯学習課の所管につきまして、該当箇所を御説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。

決算書の54ページ、55ページの下段をお願いいたします。

14款1項2目民生使用料、1節社会福祉使用料でございます。

55ページ、備考欄の生涯学習課所管分、学習等供用施設使用料はじめ4項目でございます。

次に、58ページ、59ページの中段をお願いいたします。

14款1項7目教育使用料、3節社会教育使用料の公民館使用料はじめ9項目でございます。

次に、68ページ、69ページの上段をお願いいたします。

15款4項5目教育費交付金、2節社会教育費交付金の外国人受入環境整備交付金でございます。

次に、72ページ、73ページの中段をお願いいたします。

16款2項6目教育費県補助金、2節社会教育費補助金の放課後子ども教室推進事業費補助金はじめ2項目でございます。

次に、76ページ、77ページの上段をお願いいたします。

17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃貸料でございます。

77ページ、備考欄の生涯学習課所管分、図書館自動販売機設置場所貸付収入はじめ2項目でございます。

次にその下、2目利子及び配当金、1節利子及び配当金でございます。

77ページ、備考欄の生涯学習課所管分、江南市図書館整備事業基金利子でございます。

次に、78ページ、79ページの下段をお願いいたします。

19款1項1目基金繰入金、1節基金繰入金でございます。

79ページ、備考欄の生涯学習課所管分、江南市図書館整備事業基金繰入金はじめ2項目でございます。

次に、82ページ、83ページの中段をお願いいたします。

21款5項2目雑入、10節電話料収入の電話使用料（学習等供用施設）でございます。

次にその下、11節雑入でございます。

はねていただきまして、87ページ、備考欄の中段、生涯学習課所管分、コピーライター等実費徴収金はじめ6項目でございます。

次に、88ページ、89ページの下段をお願いいたします。

22款1項2目民生債、1節社会福祉債でございます。

89ページ、備考欄の生涯学習課所管分、学習等供用施設改修事業債でございます。

次に、90ページ、91ページの中段をお願いいたします。

22款1項7目教育債、3節社会教育債の市民文化会館改修事業債はじめ2項目でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出でございます。

180ページ、181ページの下段をお願いいたします。

3款1項5目学習等供用施設費で、備考欄、学習等供用施設維持運営事業から183ページ上段、学習等供用施設整備等事業まででございます。

大きくページをはねていただきまして、340ページ、341ページの中段をお願いいたします。

10款4項1目生涯学習費で、備考欄、人件費等から、進んでいただきまし

て349ページ中段、生涯学習基本計画策定事業までございます。

次に、その下の下段をお願いいたします。

10款4項2目文化交流費で、備考欄、文化振興事業から355ページ上段、外国人児童生徒放課後学習支援事業までございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 決算書の343ページの中ほどにあります生涯学習推進事業の生涯学習講座事業のところに、報償費として講師等謝礼という5万4,300円があるんですけれども、これ毎年度毎年度、令和6年度もそうなんですけれども、いわゆる講師をどこから呼んできてやっておられるかというのについては、何か決まり切ったようにモラロジー道徳教育財団ということで、本当にもうほかはあり得ないように指定席みたいになっているんですけども、本当にちょっとなぜなのかなあと。もっとほかの幅広いいろんな、いわゆる生涯学習の講座ですのでもっと幅広い内容でやれないものかなあ、ちょっとどうなのかなあと思ったので、理由をお聞きしておきたいと思います。

○生涯学習課長兼少年センター所長 特段の理由はございませんが、今掛布委員がおっしゃられるように例年、最近はモラロジーのほうにお願いをしてやっていただいております。

今後につきましては、ちょっと違った視点も含めながらやっていただくということも可能になりますので、そういうことも検討しながら進めていきたいと思います。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員 成果報告書の134ページ、決算書の353ページの中ほどに埋蔵文化財確認調査事業847万円とあるんですけれども、執行率100%ということで余らなかったという、予算を組んで一円も余らなくて財源が全て一般財源ということで、これは曾本の工業用地整備事業の予定地で埋蔵文化財調査、確認をしたということなんんですけど、きちんと、どんな内容でどんな成果が得られたか、何でこんな847万円も全額一般財源を使ったかという説明がほとんどないもんですから、どうだったかというその成果ですね。それをちょっと

と、ここから何が得られたかというのを説明していただきたいと思います。

○生涯学習課長兼少年センター所長 こちらの確認調査につきましては、曾本地区の工業用地予定地において実施したものでございます。

こちらの敷地につきましては、令和元年度に試掘調査をしたところになりますが、その際に新たな埋蔵文化財の包蔵地である曾本二子遺跡が確認されましたので、今回の確認調査につきましては、令和元年度に見つかりました埋蔵文化財の包蔵地の範囲をより詳細に確認するために実施したものでございます。こちらにつきましては、広さ2平方メートル、深さ1メートルの穴を掘って調査を実施しております。

こちらにつきましては、令和7年3月の委員協議会のほうでも御報告をさせていただいておりますが、確認調査をしたところ、こちらにつきましては令和元年度に行いました試掘調査と同じような結果が得られまして、微高地が集落として展開していたと考えられるというような報告を受けております。その旨、事業の主体であります企業誘致推進課のほうにも報告をしておるところでございます。

こちらにつきましては、8者で入札のほうをしております。その結果の決算額という形になるかと思います。

○掛布委員 全然不用額が一円も出ていないというのはなぜかな、不思議なんですけど、予算を組んだ全額100%執行というのは、執行残というか入札差金というのは一円もなく100%で落札したということなんですか、予定価格の。

○生涯学習課長兼少年センター所長 予算計上させていただく際に、当然見積りのほうを取らせていただいて、その見積りでもって予算のほうを計上させていただいている中で、入札をさせていただいた結果という形になります。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長 質疑も尽きたようありますので、続いてスポーツ推進課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長 それでは、スポーツ推進課の所

管につきまして、該当ページを御説明させていただきます。

初めに、歳入でございます。

決算書の58ページ、59ページの中段やや下をお願いいたします。

14款1項7目教育使用料、4節保健体育使用料でございます。備考欄のスポーツ推進課所管分は、スポーツセンター使用料をはじめ13項目でございます。

次に、74ページ、75ページ中段をお願いいたします。

16款3項6目教育費委託金、2節保健体育費委託金でございます。備考欄のスポーツ推進課所管分は、地域スポーツクラブ活動体制整備事業委託金でございます。

次に、76ページ、77ページをお願いいたします。

17款1項1目財産貸付収入、2節使用料及び賃貸料でございます。備考欄のスポーツ推進課所管分は、スポーツセンター自動販売機設置場所貸付収入でございます。

次に、少し飛んでいただきまして86ページ、87ページをお願いいたします。

21款5項2目雑入、11節雑入でございます。87ページの中段、備考欄のスポーツ推進課所管分は、コピー等実費徴収金はじめ5項目でございます。

続きまして、歳出でございます。

354ページ、355ページ中段をお願いいたします。

10款5項1目スポーツ推進費でございます。右側の備考欄、人件費等から、少しへページが飛びまして363ページの学校体育施設開放事業まででございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○掛布委員 359ページの上からすぐのところにスポーツプラザ維持運営事業ということで、スポーツセンター、武道館も含めて約1億円の運営経費が令和6年度決算として上がっているんですけれども、もちろん利用者から使用料を徴収されたわけですけれども、この運営経費を使用料でどれぐらいの割合賄えていたんでしょうか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　スポーツプラザ維持運営事業のほうになります。

歳入のほうではスポーツセンター使用料、武道館使用料ということで約500万円ほどの歳入で見込んでおります。歳入で入ってきております。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○掛布委員　　利用の動向で、ちょっとコロナ禍を経ていろいろ減ったり、順調に増えていったと思ったけど減ったけどというようにいろいろあったと思うんですけども、ほぼ落ち着いていると思うんですけども、せっかく造ったスポーツプラザがしっかり利用されているかということが重要なんですけど、利用状況として、一般質問でどなたかが取り上げたこともあったんですけど、トレーニング室の利用というのがやはりちょっと落ち込んでいて問題ではないのかなあと思うんですけど、どんな状況だったでしょうか。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　トレーニング室につきましては、令和4年度ですけれども、こちらのほうが人数でいきますと2万8,590人で、令和5年度が2万8,602人で令和6年度が2万7,102人ということで、委員言わわれるとおり若干減っていく状況でございます。

この中で、今年度につきましては新しく委託会社が令和7年度から変わっておりますので、その中でいろんなやり方とか、ジムのトレーニングでの、どういったやり方をやつたらいいかとかといった、そういう組立て方もいろいろと今検討して考えていただいている状況でございます。

そうしたこと、最近は高齢の方の利用がちょっと多くなってきているというものが現状でございます。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長　　質疑も尽きたようありますので、先ほど、議案第90号の……。

○スポーツ推進課長兼スポーツプラザ所長　　すみません。先ほどの使用料のほうの、KTXアリーナのほうの歳入のほうですね。こちらを500万円と言っておりましたが、約4,000万円ですね。すみません、合計欄と間違えておりましたので。細かい数字でいきますと約4,700万円でございます。

○委員長　　先ほどの議案第90号の教育課の審査の中、掛布委員の質疑に対し

て答弁保留となっていましたところについて、当局からの答弁を求めます。

○教育課長兼学校給食課長兼学校給食センター所長 貴重なお時間をいただき、申し訳ございません。

先ほど掛布委員からの御質問の回答について、報告させていただきます。

○教育課管理指導主事 失礼いたします。

昨年度、令和6年度のいわゆる県費の常勤の先生方、478名を対象にして平均を出しました。年間でいいますと、平均が、いわゆる勤務時間外の在校時間が年間で403時間、これを12月で割りますと33.6時間になります。ただし、月では、例えば8月、いわゆる夏季休業等についてはほぼ在校時間がゼロに近い数値、また4月等の繁忙期につきましてはかなり高い数値になりますので、そちらについては月によって変わってきますけれど、平均としてはこういった数値になります。

○掛布委員 小学校と中学校で相当差が出ると思いますし、一番繁忙期の4月において、小学校で平均何時間、中学校で平均何時間だったかというのは出ているでしょうか。

○教育課管理指導主事 月ごとの平均について、ちょっと出していないのが現状でありますけれど、小学校と中学校で比較しますと、年間での比較となりますが、小学校のほうは年間で375時間、12月で割りますと31.2時間、それから中学校のほうは年間で453.6時間、12月で割りますと37.8時間という数値に昨年度についてはなっておりました。

○掛布委員 順調に成果が上がって、多忙化解消、在校時間の減少というのはちゃんと進んでいるんでしょうか。

○教育課管理指導主事 この調査が始まった当初につきまして、80時間というのがまず1つ目安でスタートしました。その80時間で見ますと、例えば繁忙期である4月につきましては80時間を超える人数はおよそ90人から30人ぐらいと、数値はおよそ3分の1になっています。80時間を基準で見ますと。令和5年度と令和7年度を比較します。

ただし、45時間で見ますと、そこまでの減少率にはなっていないということ。また、今国のはうは、より在校時間を減らすということを目指しておりますので、その辺りはやはりもう少し工夫ができるところがないかということ

とを研究しているところであります。

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午後4時33分 休憩
午後4時33分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第90号を挙手により採決します。

本案を原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長 挙手多数でございます。よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩いたします。

午後4時34分 休憩
午後4時35分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の議題もまだ残っていますが、本日の委員会はこの程度にとどめ、22日月曜日午前9時半から委員会を開きます。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後4時36分 閉会

江 南 市 議 会 委 員 会 条 例 第 2 9 条 第 1 項
の 規 定 に よ り こ こ に 署 名 す る 。

厚 生 文 教 委 員 長 牧 野 行 洋